怒涛

9月1日
第107号
本号8頁　80円
1年間(24回開封、送料込)
1200円

発行所
東京都豊島区池袋
2—11—2白石ビル
怒涛社
電話(982)3312
振替(東京)147121
編集発行人　中川進

九月連続公判闘争に総結集し 有罪判決策動を粉砕し、石川氏奪還を！

プロレタリア世界革命の旗の下 万国の労働者団結せよ！

労働者共産主義委員会

狭山差別裁判が、9・10月の連続公判という状況のもとで解放同盟・石川氏、弁護団支援団体は臨戦体制に突入している。我々は、今こそ、国家権力による無実の石川氏に対するすべての有罪判決策動を糾弾し、粉砕していかなければならない。我々は一刻も早く石川氏をとりもどすことが急務であり全ての労働者人民があらゆる力を総結集し、この闘いに結集されんことを訴えたい。

狭山差別裁判においてすでに事実審理を一方的に打切った裁判長寺尾は九、十月に連続した裁判を行ない、今年中か来年初めには判決を行なう最終的な段階に入っている。

狭山闘争を闘いぬいている全ての諸団体、個人は石川氏の完全無罪判決、石川氏即時釈放の闘いを今まで以上の密集した運動として展開するべき事態を迎えている。石川氏を中田善枝さん殺しの犯人としてしたてあげた一審判決は警察—検察—裁判の一貫した予断的編見と差別に塗りたくられた部落民への徹底した差別抑圧、弾圧である。控訴審においても検察のこの態度は変っていない。裁判官もこの検察側の主張をうけいれてか石川氏を釈放していない。しかしながら石川氏の獄中での不屈の闘い、弁護団の事実反証の前にすでに警察—検察側のすべてのデッチあげが次々と暴露された。この石川氏、弁護団の公判廷での闘いと呼応して部落解放同盟を中心とした石川氏奪還の大衆的な運動が全国各地で燃えあがり部落差別にたいする闘いがますます前進を示している。

この石川氏、部落民にたいする警察—検察—裁判の一貫した差別と抑圧を断固として糾弾する闘いこそは資本とその権力と闘っている全ての人々のやりとげねばならない任務である。また同時に石川氏のいかなる有罪判決をも許すことを粉砕していかねばならない。それは最初の段階における警察の石川氏へのデッチあげ自白の強要によって彼に死刑を言い渡す全段階における権力機関のどす黒いひれつな手段を粉砕することであり、全ての人々が警察—司法という権力機関への徹底した糾弾闘争へと立ち向うことでもある。

石川氏即時釈放、完全無罪判決を獲ち取ることとその運動は、人民の中にある差別と偏見を利用した権力者の人民を分断して統治、支配する策動を打ち砕いていくものである。狭山闘争勝利こそ現在と今後の全ての差別され抑圧されている人々（部落民、在日中朝人民、身体障害者等々）の闘いに大いなる力となるものである。この狭山闘争勝利に向けて部落解放同盟は百万人署名をはじめ、全青を中心に八月から九月公判に向けて石川氏無罪を訴えて全国行進を続けその成果を着実にあげている。この九月公判に向けて密集した闘いに学び狭山闘争を闘うすべての団体、個人も全力をつくして取り組むことである。又各地の自治体や労組も石川氏の完全無罪判決要求の決議が確認され裁判長寺尾のもとに続々と要求書が送り込まれている。

全ての人々が狭山差別裁判を粉砕して闘うことが緊要な課題である。人民の中にある身分的、社会的差別と偏見を巧妙に利用した権力側の意図を断固粉砕せねばならない。権力側は人民の中にある差別、偏見を固定化し、それを利用して互いに対立せしめることによって支配の安定をはかろうとしていることは明らかである。これまでの石川氏完全無罪釈放の闘いを再度点検してみる作業をおこないならば権力側の意図は容易に読みとることができるのである。

石明氏完全無罪、即時釈放の闘いをおし進めているすべての人々は、又現に差別され抑圧されている人々の個々の要求や糾弾闘争に連帯して運動をますます強固に拡大してゆかねばならない。そして現在において不断に再生産される差別や抑圧のすべての現れに対して断固とした闘いを貫徹し労働者階級の団結、労働者階級とその他の階層との団結を強めることが必要である。

とりわけ、労働者解放闘争をおしすすめんとする部分は、部落民の差別に対する闘いを支持、支援し、共に、支配階級の差別、抑圧と闘うこと、そして、搾取に対する闘いと強固な連帯をかちとるためにも、全力をあげて、今九月の最終局面の闘いにむけ、職場、地域学園での運動を強め、連続公判闘争に決起していこう。

(関連記事二面)

集会・闘争短報

▼九月一日　関東大震災・亀戸事件51周年、朝鮮人虐殺糾弾／入管体制粉砕／日朝人民連帯集会、(詳細、三面)

▼九月三日～十月三日　狭山連続公判闘争(詳細一面)

▼九月二十日　島添さん解雇撤回闘争、

▼十月十日　三里塚岩山大鉄塔撤去阻止総決起集会、於・三里塚第二公園、主催三里塚・芝山連合空港反対同盟

—3日東京一万人集会—

26日(石川氏最終陳述日) 十万人全国総決起集会

九月の公判日程、公判廷での弁護団のテーマは次のように決定された。

九月三日　午前
中田弁護人(総論)佐々木哲弁護人(死後推定時間について)
阿形弁護人(捜査と物証)
同日　午後
山上弁護人(死体の状況)
橋本・城口弁護人(足跡の問題点・その一)
九月五日　午前
佐々木静弁護人(自白・その他)
中山弁護人(部落に対する見込み捜査)
同日　午後
松本弁護人(事件に対する見方)
橋本・城口弁護人(足跡の問題点・その二)
九月十日　午前
和島弁護人(自白について)
三上弁護人(別件逮捕の違法性)
同日　午後
宇津弁護人(腕時計をめぐる問題)
木村弁護人(逆さづりはありえない)
宮沢弁護人(カバン・万年筆をめぐる問題)
九月二十日　午前
石田弁護人(自白の問題・奥富調書・三人共犯説)
稲村弁護人(自白の問題"自白"撤回後の石川青年主張の正しさ)
同日　午後
中山弁護人(アリバイについて)
松本弁護人(筆跡をめぐる問題)
西川弁護人(自白論・石川調書の変遷)
九月二十四日　午前
青木弁護人(自白と部落問題)
同日　午後
藤田弁護人(玉石、残土・スコップをめぐる問題)
福地弁護人(ビニールふろしきなどをめぐる問題)
九月二十六日　午前
山上弁護人(自白の虚偽性について)
中田弁護人(自白論)
同日　午後
石川青年　(最終陳述—被告人意見)
中田弁護人(まとめ)
十月三日
検事論告
× × ×

狭山差別裁判取り消し、無実の石川一雄即時釈放要求中央闘争委員会は、九月三日、九月連続公判の冒頭に、東京集会を一万名結集で開催する。九月二日には、八月上旬から、全国五コースで展開された全国行進隊の五コースの隊が全て東京に集結し、連続公判での支援闘争を連続して闘っていくことにそなえようとしている。これらの公判日のうち、石川氏の最終陳述が行われる9月26日、10万人の全国総決起集会が開かれ、石川氏の無実を唱い早期釈放を要求して闘いが展開される。解同を中心にして、労働組合、部落研など数多くの狭山闘争支援団体が、この闘いへの参加の活動をおしすすめている。

石川氏、弁護団、解同、支援団体の闘いが、検察側の論をことごとくうちやぶり、すべての証拠が、警察のデッチあげによる石川氏へのえん罪おしつけを明らかにしてきている。しかし、警察側、検察側は、裁判闘争史上でもまれな結集と団結を促進させたこの運動に負けまいと、あらゆる策謀をこらして、寺尾をして「有罪判決」せしめるために活動している。

すべての部落民、労働者人民はこのことを確認し、職場で、学園で地域で一層精力的な闘いをおこない、九月公判闘争に集結しようとしている。

なお、解同は、全ての人民が、「石川君は無実だ」の確信にもえてこの闘争に参加してもらうために、〈狭山差別裁判〉9・10合併号「石川君は無実だ」(A5版64頁、百円)を発行し、一人でも多くの人々がこのパンフレットを読むことを希望している。

申し込み先は、〈大阪市浪速区久保吉町二二四七、部落解放センター〉

日帝と朴一味による朝鮮人民の統一運動・反朴闘争への敵対策動を許さず、強固な団結の絆を！

南朝鮮では、「民青学連事件」の第一審判決後も、同「事件」に関連した軍事裁判、あるいは新たな逮捕、取調べなどが続行され世界各地の反対運動にもかかわらず朴政権による人民弾圧は引き続き展開されている。

八月九日、非常普通軍法会議第三審判部は、「民青学連」リーダーに資金を提供したとして尹潽善氏に、また尹氏とリーダーとの間を仲介したとしてソウル第一教会の朴炯圭牧師に、それぞれ懲役十五年を求刑した。そして、十二日には、尹氏に懲役三年、執行猶予五年の、朴牧師に、求刑通りの懲役十五年、資格停止(公民権停止)十五年の判決を宣告したのである。

同日には、また「民青学連」リーダーと資金を提供したとして、裁判にかけられていた南朝鮮カトリックの指導者池学淳司教や、「民青学連の反政府活動を扇動した」として、同じく軍事裁判にかけられていた延世大学の金東吉、金燦国両教授にも判決が行なわれ、池学淳司教、金東吉教授に、懲役十五年、金燦国教授に懲役十年の判決が求刑通り宣告された。これより先七月三十日には、池学淳司教に関連し、外人司祭二名がKCIAに取り調べを受け、三人の朝鮮人司祭は、三十一日早前に逮捕、拘置されている。

また、八月十三日、非常普通軍法会議第二審判部は、「民青学連事件」に関連して、「内乱予備陰謀罪などに」問われている李星載氏ら三十六人の判決裁判を開き、一人に無期懲役、十三人に懲役十三年、十三人に同十二年、残り九人に、同十年から五年の判決を宣告した。

朴政権は、こうして学生達の闘いを支持する部分にも、苛しゃくない弾圧を加えることによって、反朴闘争の大衆的拡大の阻止に追い打ちをかけ、人民大衆の沈黙を強制しようとしている。

朴政権の弾圧と、それに抗議、反対する世界各地の人民の闘いが高まる中で、八月一五日、突如として、「朴を撃事件」が、発生した。同日、南朝鮮では、第二十九回光復節(日帝植民地からの解放を記念する日)にあたり、これを記念する官製の式典がソウル市の国立劇場で開かれた。

この式典で、朴が今秋の国連総会での朝鮮問題討議にそなえて、朝鮮分裂固定化の策動と反共宣伝のための、あいさつをしている途中で「事件」が起ったのである。

この「事件」に対し、労働者人民の中には、朴に同情する声は少なく、むしろ、朴政権の極端な専制と人民弾圧にこそ「事件」発生の根拠があるとするマスコミの一部の報道さえ、流れているのである。

首相田中は、「金大中事件」、「民青学連事件」に関連する「二日本人問題」に続いて起った今回の「朴を撃事件」によって、日本政府と朴政権の関係が、ますます「悪化」することを恐れ、今までの慣例をも打ち破って陸英修(朴夫人)の国民葬に参加した。

首相田中は、国民葬参加のあと、朴と会談し、朴の要請に応え「日本政府は引き続き捜査に協力したい。この事件について法律違反があれば国内法に従って取り締まる」と発言し、朴政権との間にある「懸案事項」を一刻も早く「解決」し、日帝の南朝鮮経済侵略の強化をよりスムーズにおし進めたいという反人民的な態度を表明したのである。

実際、日帝の南朝鮮への直接投資は、今年一月—六月のそれが、百三十七件、六千九百五十八万ドルで、前年同期の百二十六件、一億五千八百八十三万ドルに比べ、件数では若干ふえているものの、金額では、五六・二%減と大幅な減少を示しているのである。とりわけ、石油化学産業などの大型プロジェクトの建設実施が延期されたり、契約実施が停滞しているといわれている。

首相田中は、こうした事情の中で、日本独占資本などの圧力をうけ、朴政権との諸問題解決に大きく力を入れてきているのである。

朝鮮民主主義人民共和国政府機関紙「民主朝鮮」は、八月二十二日、「田中の南朝鮮弔問行脚は何を意味するか」と題して、「田中は親日走狗である朴正熙逆賊を慰め激励し、南朝鮮の支配と隷属政策を継続しようとした。田中は朴正熙に肩入れし、政治、経済、軍事的共謀を強化し、南朝鮮再侵略と反共策動を一層強化しようとしている」「特に我慢ならないのは田中が犯人捜査に全面協力を約束したことである。これは金大中事件の時と同じく、朴正熙からいらいの政治謀略デッチ上げに協力することを露骨に示したものである」と主張して、首相田中の朝鮮人民に敵対する態度を強く批判したのである。

朴政権は、「朴を撃事件」の犯人が、朝鮮総連の手先であると断定し"日本が北の対南工作の前進基地である"という大キャンペーンをはることによって、一つには、"いまは戦争状態"(七月十六日、朴談)と規定する、共和国への敵対、反共策動の一環に組み込み、二つには、人民大衆がいだく"反日感情"を利用して、あらかじめ枠を設けた形での、"反日闘争"の刺激と「民族主義」的扇動をもって、南朝鮮労働者人民の反朴闘争をそらしている。

こうした朴政権の"北の対南工作の前進基地—日本"というキャンペーンの中で、八月二十一日、南朝鮮の「光復会」の会員約二百五十人ソウル市内の高校生約三百人が、それぞれ日本大使館に反日デモをかけた。また同日、「義挙四・一九傷痍会」は、日本政府非難を声明している。

朴政権は、これらの反日デモをも利用して、日本政府に、在日朝鮮人の反朴闘争を徹底的に弾圧、取り締まるよう、「圧力」をかけ、南朝鮮外部での、反朴闘争弾圧をより一層強化するとともに、朝鮮総連"共和国に対する敵対策動をますます強めているのである。

労働者人民は、「朴を撃事件」をも利用して、朝鮮人民の朴打倒闘争を抑圧弾圧する朴政権の策動を弾劾し、朝鮮人民の闘いへの支援、連帯の活動を強化することがますます重要なものになっている。また、日帝の南朝鮮経済侵略を促進し、朴政権を、経済的、政治的軍事的に援助し、朝鮮人民への敵対を深める田中政府と日帝に対する闘いを強化することも重要な課題としてある。」

The PROLETARIAN CORRESPONDENCE
第10号　50セント
近日発売

七・七連協など岩山鉄塔撤去策動に対抗し

現地闘争・援農体制を強化

既報のとおり、政府は、この七月、空港公団の総裁をはじめ多数の幹部を更迭し、空港の開設がのびのびになっていることに責任をとらせ、早期開港への新人事を決めた。

そして、政府・空港公団は反対同盟の「空港阻止」の固い意志を示している岩山地区の大鉄塔を倒壊させる策動を強めている。

反対同盟は、この公団の鉄塔撤去策動に対する闘いの支援を全国の労働者、学生、住民組織に強く要請している。

七・七連協、関東学院金学戦線などは現闘体制を強化し、公団・警察の撤去にむけた作業に対する対抗的活動を強めている。

労共委は、千葉、東京、神奈川埼玉などで、この支援闘争のための活動を強め、街頭宣伝、カンパ活動を強めている。

反対同盟は、10月10日、現地三里塚第二公園で総決起集会を予定し、全国の人民の参加を訴えている。

以下は、労共委が首都圏で訴えているチラシの要旨である。

―三里塚芝山連合空港反対同盟は、自民党政府によって画策されている「新東京国際空港」建設に反対して、すでに八年を超えるたたかいを続けています。そしてこの間、ただの一機の飛行機を飛ばすことを許していません。空港開港を延ばしつづけてきた政府は何がなんでも開港しようとして、反対同盟が岩山地区に建てた大鉄塔を撤去し、反対同盟を弾圧しようとしています。多くの人がわが委員会と共に反対同盟に連帯し、鉄塔防衛闘争に決起するよう呼びかけます。

三里塚巨大空港は大資本のためのものだ

一九六六年六月、自民党佐藤政府は、四千メートル級滑走路をもつ大型空港を突如三里塚に建設することを決定した。五〇―六〇年代にやみくもに設備投資をおこない、企業を巨大化した日本独占資本が大量の商品を輸送するために航空機のジャンボ化に備え、巨大空港を日本に建設する必要をぶちあげていたときである。政府は独占資本の要請にいちはやく応えたのであった。また、米帝のベトナム侵略に必要な軍需物資の補給のための航空機の発着回数が増加していたこともあって羽田は手ぜまになっていたのである。この時、しかし三里塚農民や周辺住民の生活がどうなるかは、独占資本と政府にとっては少しも関心をもつ対象ではなかった。いやそればかりか、三里塚なら国有地も多いし、戦後開拓農民も多いということで、たとえ反対運動があってもおし切ることができると見込んでいたのである。あらかじめ独占資本のためなら農民、周辺住民を犠牲にすることはあたりまえのこととして、計画に組込まれていたのです。」

反対同盟農民のたたかいを支持する

三里塚反対同盟は八年を超えるたたかいについて、政府、権力による農民殺し、労働者殺しの暴政に対して当然の主張を身を延してつらぬいてきたものであるといっている。事実、反対同盟は政府の出先機関である空港公団の執拗な農地買収攻撃に対決し、第一次、第二次の土地強制収用に対しては立木に身体をしばり、土にもぐって抵抗してきた。

今、三里塚反対同盟のたたかいは単に三里塚という地域に限られる性格のものではありません。反対同盟は「列島改造」と称して日本を大企業の総基地化する策動に反対して全国でたたかっている多くの住民運動と結合し闘いをはじめている。反対同盟は八年にわたるたたかいの中で、多くの労組活動家、学生等を受入れ、交流、連帯を強め、資本に対して闘う労働者に限りない勇気と闘争意欲を与えています。更に反対同盟はたたかいを通して、自民党政府の独占資本の代弁者としての性格をあばき出しています。

「条件派」となった日本共産党の反動性

日本共産党は当初反対同盟と共にたたかうといっていたのですが、六七年十月、空港公団が機動隊をひきつれて、農地の強制測量にやってきた時、そして農民が必死で抵抗している時に、「ちょうはつにのるな」といって闘いの場から逃亡して以来、反対同盟農民から全く信頼されなくなってしまった。最近は空港反対を主張してたてた「平和塔」を公団との話合いで移転するなど、たたかいを独占資本に売渡す「条件派」としての性格をあらわしています。

議会を通じての政権獲得に全ての展望を託し、現実に独占資本、政府がおこなう人民への抑圧に対して闘いを組織し、大衆の自発性を養い、支配階級の暴力による抑圧にも屈しない人々の闘いに反対し、敵対する日共は三里塚においてもまた、現実の闘いの積極的担手となることができないのみか、反動的敵対者の役割を果しています。

岩山大鉄塔防衛闘争に決起せよ！

政府は去る七月、空港公団の総裁をはじめとする多数の幹部を更迭しました。これは実際には開港が遅れたことに対して責任をとらせたものであり、今後より強権的、ごり押し的に反対運動を抑圧しようという決意を示したものである。

労働者共産主義委員会は日本政府が独占資本の手に握られており、独占資本の意を受けて政治がおこなわれている現実が、三里塚闘争の中に鋭く示されていると考えます。

政府は反対同盟のたたかいを圧殺する目的で、反対同盟が建設した大鉄塔を撤去しようともくろんでいます。反対同盟と共に鉄塔を防衛し、空港建設の策動を粉砕しよう。―

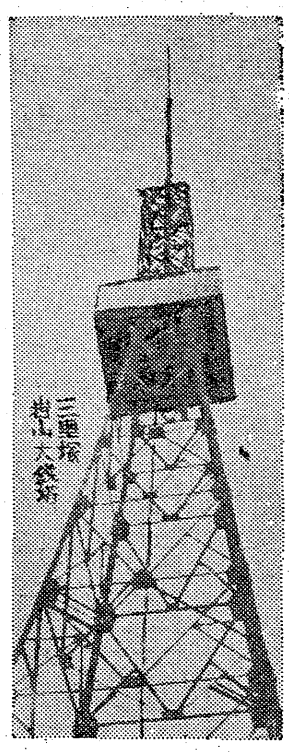

〈岩山大鉄塔〉

―自衛隊機墜落事故―

小牧（愛知）基地撤去の闘い強まる

（愛知発）去る七月八日、愛知県小牧市西之島の民家に、航空自衛隊所属のF86Fジェット戦闘機が墜落（小牧基地）での、周辺住民をまきぞえにした自衛隊の事故は、これまで八度を数えており、基地周辺の住民は今回の事故で一層怒りをつのらせている。周辺住民をまきぞえにした自衛隊の事故は、これまで八度を数えており、基地周辺の住民は今回の事故で一層怒りをつのらせている。周辺住民などの小牧基地撤去、反自衛隊の闘いは、小牧市や春日井市などですすめられている。

春日井市などでは、労働者、学生などが、七・八共闘会議を組織し、小牧基地や春日井駐屯地、高蔵寺弾薬庫に対して闘っていく活動を開始している。また、春日井市の「空港撤去促進市民協議会」は、八月七日の総会で、「本格的な基地撤去運動の開始」を確認した。

労共委（愛知）は、このような労働者・学生・住民の動きに呼応し、八月八日、事故現場である小牧市西之島と基地撤去運動の盛んな春日井市味美（あじよし）地区で、自衛隊の階級的な性格を暴露し、「基地撤去が、単にその周辺から他地区への移動ではなく、自衛隊をこそ、労働者人民の力でなくしていくべきである」ことをのべ、「基地撤去、反自衛隊の闘争を支持する」ことを訴えたパンフレットを数百軒の家に戸別に配布する活動を行った。

―狭山差別裁判の経過―

石川氏は無実だ！

■ 今から11年前、63年5月1日、埼玉県狭山市で女子高校生、中田善枝さんが誘拐され、殺されるという事件が発生した。警察は身代金を取りに来た犯人を40人もの厳重な張り込みの中でとりにがすという大失態を演じた。その二カ月前には、東京下谷で「吉展ちゃん」事件があり、この時も身代金がもっていかれるという警察の大失敗をしでかし、警察―国家権力の権威は失墜し、警察庁長官は辞表を提出するまでに発展した。

このような中で、警察は失なった「権威」を少しでも回復しようと、人民の中にある「部落民ならばどんな悪いこともやりかねない」などと、まったくもって許すことのできない部落民に対する差別的偏見と予断を利用して、石川一雄氏を5月23日に不当な別件逮捕を行なった。そして、一カ月にわたり、善枝さん殺しの自白を強要した、精神的、肉体的な拷問により、6月23日にデタラメな「自白」をつくりあげ、様々な策略をはりめぐらし、犯人にデッチ上げたのである。警察はこの間、マスコミを動員し、地元住民内部にある「地元から犯人は出したくない。よく考えにちがいない」という部落民に対する差別意識を徹底的に利用したのである。

■ 別件逮捕以降、検察―警察は7月9日、「善枝ちゃん殺し」事件で石川氏の起訴を行った。

第一審の浦和地裁、内田裁判長は裁判にのぞむにあたって、「この裁判は世間を騒がせた重大な事件である」「集中審理で年内には判決にこぎつけたい」と語り、「国家権力の「威信」の回復」という〝大任務〟を公言するほどの政治的裁判であることを表明し、無実の石川氏の「有罪」を公然と宣言した。9月4日から開始されたこの裁判のデタラメさは、不当な予断と偏見のもとに公判を内田裁判長がおしすすめ、検察側の主張に依拠し、わずか6カ月という異例なはやさで、「死刑」判決を下したことが如実に示している。

第一審での原検事は差別論告を行ない、「被告人は家が貧困であったため、小学校も満足に行くことができず、11、12の時、父母のもとを離れて農家の子守奉公に行くようになったが、その後、被告が18才になるまで二、三の農家を転転し、家庭的愛情に育まれつつ少年時代を過ごすというわけにはいかなかった。このような環境は被告人に対して社会の秩序に対する遵法精神を希薄ならしめる素地を与え、それが被告人の人格形成に影響をおよぼしたであろうことは想像にかたくない」などと、部落民の圧迫された生活および生活環境そのものを犯罪の根源であるかのように述べ、部落民に対する差別発言を公然と主張した。

このような裁判長、検察―警察一体となった差別裁判があまりにもデタラメであったことは、この間の公判闘争で明らかになっている。それは、一審の検事差別論告、差別判決が「犯行」の中で身代金を要求した脅迫状の中の訂正箇所は「ボールペン」によって訂正されたと結論を出し、石川氏の「犯行」と断定しているのであるが、この「ボールペン」による訂正がその後の秋谷鑑定により、万年筆でなされた事がはっきりし、二審の大槻検事はこの事実を、今年の2月7日の公判で認めざるをえなくなったことである。

このように、第一審の論告、判決の「犯行」の事実がまるきりデタラメであり、そのデタラメさの上になされていた事が明らかになっているし、この事だけではなく、その他種々の点においても暴露されている。

■ 検察―警察のあくどい陰謀という攻撃の中、孤立無援の斗いを展開してきた石川氏は、第二審の冒頭、「オレは善枝ちゃんを殺していない！」とはっきり、意志表明を国家権力にたたきつけデッチ上げ策動との斗いを公然と開始した。この間、第一審における弁護団の活動は、石川氏を無理やり拷問と陰謀によってさせられた「自白」の不合理性を暴露しながらも、部落民に対する偏見からぬけだすことができず、石川犯人説におちいった。第八回公判において、石川氏の「精神鑑定」を要求し、部落差別と明確に対決することができなかった。このことは、第二審に対する「控訴趣意書」において量刑不当の内容を示している事に端的に示されている。

このような悪条件の中、斗争を開始した石川氏にたいして部落解放同盟第20回全国大会は石川氏の無実を確認し、「公正裁判要求の決議」を採択し、「狭山裁判」を差別裁判として争糾弾し石川氏を奪還し国家権力の陰謀との対決を強める斗いを開始した。獄中における不屈な石川氏の斗いに強固に連帯し、結合しようと、解放同盟も、増強された弁護団の斗いの強化がなされ、狭山差別裁判を糾弾していく闘いは拡大していった。

第二審において、東京高裁の裁判長は久永裁判長からはじまりこの久永裁判長は停年退職し、そのあとの津田裁判長はすぐ高知に転任し江崎裁判長は公判も開かないままかわり井波裁判長と変わった。この間、石川氏の強固な闘いの決意にもかかわらず、裁判は四年以上も中断せられたのである。

■ 井波裁判長は、「警察」の期待をも担って石川氏を犯人にしてあげ、「死刑」判決を行なおうというまったく許すことのできない攻撃を実行させようとした反動的な裁判長であり、そのことを井波裁判長自身、自らの〝大任務〟として公判の訴訟指揮に露骨にあらわしてきた裁判長であった。井波裁判長は、何が何でも、とにかく早期結審を行ない、自分の口から「有罪」を宣告し、「死刑判決」を出そうというこの一点に集中させ、第一審の内田裁判長の「死刑判決」をそのまま採用し、検察側の論告には便宜を与え、弁護団の活動に敵対する裁判指揮を行なった。弁護側の追求に汗をたらたらと流す、当時の捜査官に「助け舟」を出したり、弁護団の要求した証人、証拠はほとんど却下するなど、予断と偏見にもとづき、一貫して反動的な井波裁判長であった。

井波裁判長は、71年11月第54回公判の後、弁護団に対して、「私は来年11月、停年退官するので、来年春頃には審理を終り、秋までに、私が判決をくだすのが最もよいと考える」と述べ、第一審の内田裁判長の路線をはっきり踏襲していることを公然と明らかにし、「死刑判決」に向けての策動を推進している事を暴露した。

井波裁判長のこのような「死刑判決」を目論んだ公判指揮は第58回公判において「脅迫状」と石川氏の筆跡が同一のものであるとした高村鑑定がデタラメであることが明らかにされ、動揺した。この事により、72年「2月結審」策動は見事に粉砕されたが、井波裁判長は弁護団に、「11月停年退職するまでに判決を行ないたい」と申し入れ、国家権力の〝威信〟を一手にひきうけ、自ら、部落差別を公然と利用し石川氏を国家権力の大失態に対する〝いけにえ〟にしようとその反動的決意を撤回するどころか逆に強めてきたのである。

72年9・19第68回公判で、井波裁判長は、弁護側の尋問を認めず検察側の〝反対尋問だけを認めるという差別的反動的な策動を行ないながらも、強制された「自白」を唯一の根拠として、そしてその他の様々な「証拠」、「証言」をねつ造しているがゆえに、その反動的決意はもろくも、弁護側が提出した「六項目の鑑定書」を中心とする石川さん、弁護団、部落解放同盟の斗いの前にくずれさっているのである。

■ 井波裁判長の反動的策動が粉砕されたあと登場した寺尾裁判長ははじめは「シロがクロかわからない」などといいながらも石川氏を釈放しないで、差別裁判を積極的におしすすめている。石川氏は「新体制寺尾正二裁判長の一年にわたる長期の公判再開引伸ばし、公判闘争の鎮静、圧殺策動の現状勢を見るならば、これが差別でなくてなんでありましょうか。」とのべている。

この事は、松川事件の「諏訪メモ」にも匹敵する「須田タビ」という石川氏の無実を示す重要な証拠が出たにもかかわらず、現在、石川氏を釈放することなく、獄中に再開公判以降大槻検事は、これまで検察側の提出した証拠がことごとく根拠のないもの、あまりにもデタラメであったり、検察―警察に都合よくできているということがバクロされ、冷汗を流しながら、意見陳述を行なうなど、あわれな姿であったのである。

■ 11月27日の再開公判以来、5月23日まで公判において検察側がかくしもっていた証拠が弁護団の要求により開示された。

大槻検事の冷汗ではすまされない、いや、まったく許すことのできない、検察―警察のあくどい陰謀、策動がこれら証拠の開示であきらかになっている。たとえば新たに開示された「地下たび」をめぐる「自白」との矛盾がそうである。（詳しくは「狭山差別裁判闘争ニュース参照）それだけではない。スコップが実は2つ発見されていたにもかかわらず、そのうちの一本をかくしたり、カバンも2つ証拠の写真に写っていたりしているにもかかわらず、一つのカバンしか発見されていないことにして、検察―警察に都合の悪い証拠はかくしてきたのである。

さらに、スコップ発見現場で、四個の足跡を石膏型で採取したにもかかわらず、その石膏型は起訴の翌日、7月10日に廃棄したと検察側は答えている。その足型が一つは地下タビで、あとの一つは長靴または短靴であるといわれ、それが「自白」と異った複数犯ということになることを恐れ、「廃棄処分」という証拠隠滅をはかったことも暴露された。

その他、犯行のおこなわれた時刻に、他のところで石川氏は雨宿りをしており、その時、「中学生の一団が通るのを見た」と証言して、アリバイを主張しているが、そのアリバイも地元の中学校に問いあわせた結果の「照会請求書関係12通」により立証できていることが明らかになっている。また石川氏が「脅迫状」を書く際利用したと警察が主張する「りぼん・なかよしなどの三冊の少女雑誌」から「刑札」の「刑」「西武園」の「園」の字がみつからないという事実もはっきりした。そして、腕時計を発見した小川松五郎が当時松五郎を世話していた小川トラさんに語った内容、「腕時計を捜して、テレビにまで出ていろいろ捜査に協力して、五〇〇円のお礼じゃ安すぎる」という小川トラさんの証言の録音テープなど、警察の陰謀に松五郎が協力していたのではないかと思われる事実などが明るかになり、これらの証拠などが採用されたのである。

石川氏の無実は検察―警察のかくし持っていた証拠によって明らかに証明されているし、無実の石川氏をいかにデタラメにしかもこうみょうに犯人に、デッチ上げたのか白日のもとにさらしている事実こそが石川さんの指摘の正しさを明らかに示している。

昨年の11月27日の再開公判以来の闘いは、国家権力の凶暴な弾圧にも屈することなく、いや増強される機動隊の大弾圧体制の中、石川氏の獄中での闘いに強固に連帯しつつ、部落解放同盟、支援団体の隊列は強まることはあれ弱まることはなかった。

このように、石川氏の斗いに学び狭山差別裁判を糾弾し、無実の石川氏をとりもどす部落解放同盟、弁護団、労働組合支援団体の拡大した闘いはこれまでの「六項目の鑑定書」をはじめとした様々な客観的科学的な事実の成果をふまえ、裁判所―検察―警察のあくらつな陰謀に大きな打撃を与えた。

とどこめているという事実こそが石川さんの指摘の正しさを明らかに示している。

昨年の11月27日の再開公判以来の闘いは、国家権力の凶暴な弾圧にも屈することなく、いや増強される機動隊の大弾圧体制の中、石川氏の獄中での闘いに強固に連帯しつつ、部落解放同盟、支援団体の隊列は強まることはあれ弱まることはなかった。

このように、石川氏の斗いに学び狭山差別裁判を糾弾し、無実の石川氏をとりもどす部落解放同盟、弁護団、労働組合支援団体の拡大した闘いはこれまでの「六項目の鑑定書」をはじめとした様々な客観的科学的な事実の成果をふまえ、裁判所―検察―警察のあくらつな陰謀に大きな打撃を与えた。

再開公判以降大槻検事は、これまで検察側の提出した証拠がことごとく根拠のないもの、あまりにもデタラメであったり、検察―警察に都合よくできているということがバクロされ、冷汗を流しながら、意見陳述を行なうなど、あわれな姿であったのである。

■ 11月27日の再開公判以来、5月23日まで公判において検察側がかくしもっていた証拠が弁護団の要求により開示された。

大槻検事の冷汗ではすまされない、いや、まったく許すことのできない、検察―警察のあくらつな陰謀、策動がこれら証拠の開示であきらかになっている。たとえば新たに開示された「地下たび」をめぐる「自白」との矛盾がそうである。（詳しくは「狭山差別裁判闘争ニュース参照）それだけではない。スコップが実は2つ発見

朝鮮人虐殺・亀戸事件から五一年

9.1 日朝人民連帯集会

――九・一集会実行委が計画

九月一日、午後六時より、東京の亀戸勤労福祉会館で、「九・一集会実行委員会」の主催で、「9・1関東大震災・亀戸事件51周年、朝鮮人虐殺糾弾！　入管体制粉砕！　日朝人民連帯集会」が開かれることが計画されている。

「集会実行委」は、多くの労働者人民が、この集会に参加し、五十一年目を迎える亀戸事件、朝鮮人虐殺事件から深く教訓を学び、朝鮮人民などとの連帯を強め、支配階級の排外主義攻撃、在日朝鮮人、中国人に対する日常的な差別、分断支配の攻撃を粉砕していく恒常的な闘かいを構築して行くことを訴えている。

以下は、「集会実行委」に参加する諸団体によってまかれたビラの内容である。

『一九二三年九月一日、大地震災が関東一円を襲った。この混乱の中で当時の支配階級は軍隊、警察を動員し、「朝鮮人が暴動を起こす」等々のデマ情報によって、労働者人民を自警団に組織し、六千六百名にのぼる朝鮮人、中国人社会主義者等を虐殺したのである。

我々は日本帝国主義が「内における混乱」（大震災）を排外主義攻撃に転化し、朝鮮、中国、東南アジアへの侵略の途を踏み固めていった歴史的事実をはっきりみてとらねばならない。

現在、独占資本―自民党政府は六五年「日韓条約」以降、大量の資本を南朝鮮に輸出し、南朝鮮人民を搾取と収奪の対象としているとともに、五度「出入国法」制定を画策し、在日朝鮮人に対する差別、分断、「同化」、抑圧、追放の攻撃を強化している。

朴政権は南朝鮮における民主化と朝鮮の統一を求める闘いに対して、「金大中事件」「民青学連事件」等にみられる如く徹底した血の弾圧体制で臨んでいる。独占資本―自民党政府はこうした朴政権をより巧妙にテコ入れせんとして日韓定期閣僚会議の早期開催を目論んでいる。

また自民党政権は自衛隊、警察、消防署の指揮の下に地域住民を組織して全国各地で「防災訓練」を行なっている。こうした「防災訓練」による地域住民の組織化は、五一年前の在日朝鮮人虐殺にみられる如く、国家権力による排外主義的な自警団づくりに他ならない。

労働者・市民・学生の皆さん！

我々は五一年前の朝鮮人虐殺の歴史を再度把え返し、現在の独占資本―自民党政府の排外主義攻撃と闘う強固な戦線を築いていこうではありませんか。

九・一関東大震災・亀戸事件五一周年　朝鮮人虐殺糾弾！　入管体制粉砕！　日朝人民連帯集会に結集し、共に闘おう』。

自衛隊は二十六日から三十日まで、陸自五万人、海自艦艇百十隻、航空機四十機、空自航空機六十機が参加する「陸上、海上、航空自衛隊協同大震災対処演習」を首都圏で、図上演習ながら行う。

労働者人民は、「防災訓練」なるものをもって、排外主義に労働者人民を組織する権力の攻撃を打ち破り、朝鮮人民などとの連帯を一層強めることが重要である。

9.1

関東大震災・亀戸事件51周年

朝鮮人虐殺！

入管体制粉砕！

日朝人民連帯集会

主催　9・1集会実行委

場所　亀戸勤労福祉会館

時　九月一日午後六時より

関東大震災時の朝鮮人など大虐殺から五一年目にあたって

排外主義攻撃を粉砕し

「防災訓練」反対、「出入国法」制定阻止の闘いを！

一九二三年九月一日に発生した関東大震災を契機に、日本支配階級などによって、在日朝鮮人、中国人および日本人の労働運動活動家、社会主義者、アナーキストなどが多数虐殺された事件は、今年で五十一年目を迎える。

労働者人民は、この事件にみられる権力とりわけ軍隊警察の、労働運動活動家、社会主義者、被抑圧民族の人民などへの虐殺、弾圧の中から、プロレタリア解放闘争にとって、暴力装置との闘い、軍隊解体の闘いの重要さを、今一度つかみとらなければならない。

また、当時「自警団」をも使って、権力が在日朝鮮人、中国人など被抑圧民族人民を大虐殺し（日帝によって）抑圧された人民相互を敵対させたことの中から、労働者人民の国際主義的連帯の必要性、重要性をこの事件の今一つの教訓としなければならない。」

労働者人民の運動を弾圧する暴力装置――自衛隊

関東大震災の折り、支配階級は在日朝鮮人・六千人・在日中国人・六百人、また数多くの日本人の労働運動活動家、社会主義者、アナーキストなどを虐殺した。

これは、日帝の侵略、抑圧、搾取、収奪を強くうけてきた被抑圧民族の人民と日本の労働者人民が連帯し、日帝の支配を転覆するという不安に強くかられたことを示すものであった。

ブルジョア秩序の突然の混乱、危機という事態の中で、前に述べた暴虐な弾圧を含め、ブルジョア秩序の回復に、中心的役割を果したのが、いうまでもなく、日本軍隊であった。即ち、大地震の翌日、九月二日、権力は、関東戒厳令司令部を設け、東京・神奈川地方に戒厳体制をしき、日帝反対勢力の大弾圧とブルジョア秩序の復旧をはかったのである。

われわれは、この歴史的事件を学ぶ中で、いかにブルジョア社会秩序が混乱、麻痺したとしても、軍隊との斗いに勝利しえない限えないということを再確認することができるのである。とりわけ、小ブル平和主義者、ブルジョア議会主義者の社共などが、軍隊に対する階級的態度を欠落させ、労働者の武装解除を促進させている現在の情勢下では、このことは一層の重要性を増しているといえる。

マルクスやレーニンの国家に関する思想をみるまでもなく、"階級支配の道具"としての国家の、暴力装置の中心をなす軍隊が、階級闘争を抑圧弾圧するもの以外の何物でもないこと、ブルジョアジーの階級支配の最重要環であることは、関東大震災時の事件をみてみれば、一目瞭然である。

軍隊の、この階級的性格は、戦後の自衛隊にも変ることなくアテハマルのはいうまでもない。

朝鮮戦争勃発という情勢の下で、在日朝鮮人、日本労働者人民の闘争が高揚する一九五〇年、現在の自衛隊の前身として創設された警察予備隊が「治安維持という特殊任務をもって行動する」（警察予備隊第一管区総監部「第一管区隊史」）ものとして発足したことをみてみれば明らかである。

その後一九五二年八月には、警察予備隊下、各部隊に"騒擾鎮圧等における出動部隊行動の準拠"が通達され、ほぼこの頃、「治安」出動についての訓令・教範などが整備されたといわれている。

一九五四年九月には、防衛庁と国家公安委員会との間に、「治安出動の際における治安の維持に関する協定」が結ばれ、自衛隊、警察との連携した労働者人民への弾圧の体制が強化整備されている。そして、この協定は、自衛隊と警察との弾圧任務分担に関する基本協定として今日でも有効に機能している。

五六年には、陸海空自衛隊間の「治安」出動に関する協定がそれぞれ相互の間に締結されている。また六〇年には、五五年に定められた「自衛隊の治安出動に関する内訓」を改め、「自衛隊の治安出動に関する訓令」（訓令とは、防衛庁の所掌事務に関し長官が発する規範的命令）を定めている。

以上の三種類の協定、訓令が、自衛隊の労働者人民弾圧のための出動に関する基本的規準を構成しているのである。

そして、これらの規準にのっとり、自衛隊は、「治安」出動訓練を積み重ね、人民にむける刃を研ぎすましているのである。また、それだけでなく、六〇年安保闘争など労働者人民の闘争が高揚した局面においては、実際に、出動の準備体制に入ったこともしばしばあった。」

震災を一つの口実とする自衛隊の「治安」出動

自衛隊が「治安」出動に際し、具体的にどのような行動をとるかについては、労働者人民の目をごまかすために一切秘密にされてきている。

「治安」出動の際の行動については、各年毎に「年度防衛及び警備計画」が策定されているといわれるが、この文書は極秘になっている。「治安」出動の際の行動教範についても明らかにされていないが、資料によると、はじめ、米軍の暴領鎮圧用教範の翻訳である「内乱鎮圧」が使われ、ついで、防衛研修所により「暴動鎮圧研究の参考」が作成され、これに基づき六〇年安保直後「治安行動草案」が作られている。また、七〇年安保闘争の年の秋にも、「治安」出動に際しての、「指揮官心得」が制定され、各級部隊指揮官に、秘密文書として配布されているといわれている。

いま「治安行動草案」によってみると、自衛隊の「治安」出動の対象は「暴動」であるとされ、「暴動」の様相は、「騒擾」「内乱」「間接直接侵略に伴う暴動」の三つに区分され以下のように説明されている。

(a)騒擾は政治・経済・社会的原因又は天災地変に伴う社会不安等によって発生し、一般に最初は無計画・無組織・局地的であって、通常一部の過激分子の煽動によって引越される。(b)内乱は一般に組織的かつ大規模であって、その中核勢力は強固な思想的信念を有し、その行動は遊撃戦的であり、きわめて悪質であって、あらゆる手段を尽して政治・経済の中枢、交通通信・産業等の重要施設を破壊混乱する等国家機能の麻痺及び社会秩序の混乱を図り、急速に全国的に拡大する場合が多い。(c)間接侵略あるいは直接侵略に関連する暴動においては、その様相は次第に一般作戦の対象となる様相に類似してくる。」

関東大震災を支配階級なりに教訓とした権力は、「騒擾発生原因」に「天災地変に伴う社会不安」を明確に位置づけているのである。

ここ数年マスコミなどによって大地震発生の予測が広く、報じられている最近では、「天災地変」時の「治安」出動は、一層ち密化されている。

それは、七一年三月に作成された「大震火災が発生した場合の自衛隊の災害派遣計画について」のように、「自衛隊の災害派遣」というカムフラージュをもって、ち密化されている。

同計画によると、首都圏での「大震火災」を想定した時の自衛隊の「治安」出動人員、機動力は陸自五万三千人、航空機二百二十機、車両一万三百両、海自二千人艦艇五十隻、航空機八十五機、空自二千五百人、航空機六十機、総計、兵員五万七千五百人、航空機三百六十五機、車両一万三百両、艦艇五十隻となり、自衛隊の二割強の兵員、機動力が首都圏一帯に動員、展開され労働者人民統制の中心的役割を担うことになっているのである。

その展開内容をみると、主力の陸自は、東部方面総監が指揮をとり、第一師団（東京・練馬）が都心地区、第十二師団（群馬・相馬原）が都内城西地区または神奈川県、第一空挺団（千葉・習志野）は江東地区、増援部隊の第六師団（山形）は都内城北地区、第十師団（名古屋）は都内城南地区である。（七二年三月に、宇都宮のヘリコプター航空隊などが首都内乱鎮圧部隊として立川へ移行移駐されているので、部分的な変更が行なわれていると考えられる）

同計画では、自衛隊の任務は、①情報収集活動②救援のための指揮連絡③人命救助④被災者の救護活動⑤道路の啓開⑥人員および物資輸送⑦その他となっているが、実際の任務は、ブルジョア秩序の早期の復旧、労働者人民の統制管理あるいは革命的労働者の弾圧にある。

それは自衛隊の優先的任務が①交通、通信などの途絶した中で、唯一つといっても過言でない程、情報収集能力をもつ自衛隊の情報が首相官邸、防衛庁、皇居などにまず送られ、支配階級によって情報は人民操作、支配に都合よく取捨選択、修正されるシステムに保証をあたえるために、百一機の自衛隊機による情報収集活動、②既設の通信網が全面途絶した場合には、陸自通信団（主力部隊久里浜）などをヘリコプターで、緊急空輸し、市ケ谷基地を中継として防衛庁、首相官邸、都庁、千葉、神奈川県庁、上野公園、松戸駐とん地の八カ所に通信所を開設し、ブルジョア政治機構間の通信体系を復旧すること、③ヘリコプター十から十四機を使って、皇族、政府要人などを緊急避難させることなどに明らかなように、災害をうけた労働者人民の救助などは二の次であり、まず、ブルジョア秩序の回復、労働者人民に対する統制と、支配階級要人の救助という反人民的なものでしかない。

支配階級は、「大震火災」を契機とした、自衛隊の「治安」出動のための、訓練と出動準備体制の強化をはかるだけでなく、地方自治体更には、「自警団」など民間組織をも統制下にくみこみ、七〇年頃より本格的に「震災日」などに「防災訓練」なるものを組織し、労働者人民への国家統制を強化している。

労働者人民は、自衛隊の「大震火災」を口実とした「治安」出動訓練、自衛隊を中心とする「防災訓練」なるものに反対し、ブルジョアジーの階級支配のための暴力装置としての自衛隊の役割を徹底的に宣伝し、暴露し、国家統制強化のための「防災訓練」に反対する活動を強めなければならない。」

日帝の経済侵略、排外主義の鼓吹に反対し、国際的連帯を！

関東大震災時の事件から、われわれが、次に学ばなければならないのは、労働者人民の国際主義的連帯の問題である。

当時、朝鮮併合、中国侵略をおし進めていた日帝は、生活の困窮にあえぐ日本労働者人民の不満、怒りを、排外主義の鼓吹、人民の侵略への動員、植民地人民などへの蔑視差別政策を通しての労働者人民への分断支配をもって そらしていた。こうした背景の下で、前に述べたように、在日朝鮮人六千名、在日中国人六百名の大虐殺が日帝権力と、それにおどらされた「自警団」などによって行なわれたのである。

今日、日帝は、南朝鮮をはじめとするアジア、アフリカなどへの経済進出、経済侵略、資本投下をもって、権益を築き、海外の労働者人民への搾取、収奪を強めている。そして、民社、同盟などを手先きに使い、労働者の上層を買収し、海外進出にも動員している。

また、戦前の朝鮮、中国などの植民地支配により、強制連行されたり、生活の糧を奪われ渡日をせざるをえなかった在日朝鮮人、中国人などへの敵視政策、差別策動を依然として強め日本労働者人民に対し、排外主義の鼓吹と、排外主義、国家主義への組織化を進めつつある。このために「出入国法」「外国人学校法」などの制定策動をもくろみ、あるいは、右翼などによる朝鮮人高校生などへの暴行活動を助長しているのである。

更には、この間の「金大中事件」「民青学連事件」「朴文撃事件」などでの、日本政府の対応にみられるように、南朝鮮での権益を拡大しつつある日本支配階級は、朴政権と結託して、朝鮮人民の反朴闘争を制限、弾圧するなど朝鮮人民への敵対を深めているのである。

日本労働者人民は、日本支配階級の、こうした排外主義の鼓吹、朝鮮人民などへの敵対を許さず攻撃し、民社、社、共などの排外主義への加担、助長を打ち破り、アジア・アフリカなど労働者人民との国際主義的な連帯を強めなければならない。とりわけ朝鮮人民の朴打倒闘争を支持、支援し、日帝の南朝鮮経済侵略、朴支援に反対する運動を一層推進することが重要な課題としてつきだされている。」

怒濤の固定講読を

怒涛の固定講読代金は、一年間で（24回開封　送料込）1200円となっています。

申し込み先は　怒涛社まで。（郵便振替が便利です。）

振替（東京）147121

参院選闘争における戸村支援活動をふりかえって

労共委は、七月の戸村選挙の総括を、怒濤七月十六日号に掲載しましたが、もう少し、つっこんだ教訓を得るために、連帯する会の中央事務局の一員であった井上氏と労共委の泉同志に参加してもらってその総括のための討論を行った。——編集局

戸村選挙戦の政治的評価

——編集局　今回の参議院選で、労共委が支援した戸村氏は、二三万〇四〇七票を得票しましたが、国会への送り込みには失敗しました。

といっても、ブルジョア議会主義者達の「当選第一主義」ではなく労働者人民の闘う団結を促進することも今回の選挙闘争の重要な目標だったと思いますので、選挙闘争による積極的な側面もあったと思います。

今回の政治的結果をどのように評価していますか。

——井上　「連帯する会」での総括については、先日、全国事務局長会議がありまして、そこで事務局次長の西村氏から出されました。

主要点は二点です。

当初、獲得目標としてあげたのは、ひとつは、三里塚闘争の全国化ということで、ふたつめは、社共にかわる新しい潮流を作るということであった。

この獲得目標に対してどうであったのかという点から西村氏は総括をした。

第一の「三里塚闘争の全国化」ということについては、反対同盟の全国的行脚や宣伝カー、いろいろな宣伝物によって三里塚闘争の紹介を行い、基本的には貫徹されたという形で総括がなされています。第二の点については、票数にも結果しているように、明確な潮流としては登場しえなかったと総括しています。

これに対して、戸村氏自身の総括では、三里塚闘争を全国的にひろめえたということでは、積極的に評価してよいのではないかということをのべていますが、その上で、けれども、ある意味では「三里塚問題」だけということで大衆に訴えていったことの問題点が出されました。もう一つは、スローガン問題についてなのですが、戸村氏の言葉を借りていえば「『すべての権力を人民へ』というスローガンをかかげて、五十万も六十万も票をとるのは、どだい無理な話だ。スローガン自身が、どぎつかったのではないか」ということ、「もっと大衆を説得できるものとしてスローガンを考えるべきではなかったのか」という点でした。

私も、「連帯する会」や戸村氏が確認している第一の点では、成果があったと思う。それから、いろいろな戦線、水俣とか三池の一酸化炭素中毒の「公害闘争」を闘っている人々とか労働戦線などとの結合もおしすすめることができ、一定の被抑圧人民の闘いの結合もかちとられてきたのではないか。

ただ、私は選挙戦のはじめの頃、宣伝カーのまわりに集ってくる人々の様子などでもっといけるのではないかと思ったのですが……。

でも、選挙戦で重要なことは労働者人民をどのような内容で組織していくかという点にウエイトがおかれるべきだということを考えた場合、実際、スローガンが、社・共や理想選挙派との明確なちがいをもって大衆を説得し組織しきれなかったということも票獲得の上で大きかったのではないか。訴える内容が、あいまいな、あるいはムード的なものになったところに問題があったと思う。たしかに、大衆をより広汎に組織するということで出されていたにもかかわらず、実際には、力になりえず、その政治的結果としての票の上にも表現されえないということがあったと思う。

——編集局　というと、「連帯する会」のいういわゆる「実力闘争派」の実際の力は、二十三万以上あったにもかかわらず、その力が発揮できなかったということでしょうか。選挙は、階級闘争の進展のバロメーターということですと、この票をどのように見るべきかという点については、どんなものでしょうか。労共委の評価をお聞きしたい。

——泉　地区、地方の「連帯する会」は、これまで三里塚闘争に積極的に連帯してきた党派あるいは先進的大衆が中核になってできて、それが全国的に成立していたということがひとつの特徴でした。それから公害闘争を闘ってきている部分で、既成指導部の社・共を支持することが、自分達の運動の発展にとってマイナスであるという自覚をもっている部分が結集してきたのが特徴的なことだと思う。こうした部分が、二十三万票の中核を形成していたということですが、こういう勢力が、現実的には、少数派であるということを示したものと見る必要がある。

労働者階級の方では、経済闘争で、ここ二、三年ストライキ闘争の件数、争議日数が急速に増大してきているという状況の中にある。こういう闘争は物価上昇に対する闘争を基礎にしています。その闘争の基本的なヘゲモニーは総評の大衆の怒りに乗っかった指導ということで、戸村氏を支持した層はこれに対する広汎な結びつきにはいたっていない。また農民層の中でも、米価闘争を中心とする農民組合や農協の闘争との結びつきも、三里塚闘争ということでは直接はないことを考慮すると、自覚的な「反戦」「全共闘」「戦闘的な住民運動」の結びつきということでの独自的な勢力を示したのではないか。

むしろ、こうした部分が、一定のひろがりをもち、前進したとはいえるが、三里塚闘争との関連で、一貫して強力におしすすめることは不十分にしかできなかったといえるのではないか。「連帯する会」の内部にもむしろあやまった諸傾向もあって、もっと支持を獲ちとりつけることも可能だったが不十分に終ったといえるのではないか。

——泉　

〈四面から〉

義」的な内容は当初、中心になっており、最後まで尾をひいていたが、最後の局面では、そうしたことよりも「世直し」運動・市民運動との結合、そして「社共にかわる潮流形成」というところに中心がおかれてきた。「プルジョア議会主義批判」が人民の間に貫徹されたか否かについては、具体的なものを批判し対置するような宣伝をおこなわなかったので、このことの判断は、はっきりとした形でいえないのではないか。

――編集局　そうすると、社、共との区別は、どんな点におかれたのですか。

――井上　それは、三里塚闘争において社・共が逃亡したということと、全国住民闘争においても中途半端だということで、革命運動における「議会主義」の問題でなく今日の実際的な利益をめぐる大衆的な闘いの仕方をめぐる「議会か」「大衆運動か」という領域に設定されていたというべきでしょうね。

――泉　要するに、社共の大衆運動のやり方に批判をもち、彼らの戦列から離れた人々が中核になっているということではないか。「金権選挙批判」とか「理想選挙」とかの部分とは直接競合する関係ではない形であるが「とにかく議会に幻想を持たない」ということで結集して、社・共を批判したということでしょう。社・共が・条件闘争的に闘うのに対して、条件闘争には反対するというようなレベルが戸村氏を支持した多数ということですね。「議会主義批判」ということが、別に今日の国会に対置する労働者人民の権力機関の思想を持つとか「議会をぶっこわす」というようなことは考えないで「議会に辞表を出すのだ」というような考えも示されたように無力であっても一生懸命やるのだということであり、革命運動という系統性の中で出されたものではなかった。

だとすれば、むしろ「連帯する会」としては中途半端な〝政治的スローガン作り〟に力を注ぐよりも、三里塚闘争の強化のために選挙を利用する方がすっきりしていたと思う。

――井上　「連帯する会」の側からみると、三里塚闘争に連帯する人々をより広汎に作りだし、また全国的な闘争組織との相互の交流をもったということは、今後の大衆的闘争の発展を保障したと思う。

限界としては先程のべたような選挙スローガンにも示されたように「連帯する会」の主張が最大公約数ということでむしろ活動上のあいまい性を残すような動きになってしまったということでしょう。

――泉　労共委としては、これまで一昨年の衆院選に対し「投票ボイコット」を訴え、さらにその総括から昨年の東京都議選において白紙投票を訴えてきました。これは、立場としては現在の国会をプルジョア支配の道具と考えているわけですが、プロレタリア人民の力が自らの権力機関をうちたてるまでにいたっておらず、人民大衆の多くの部分が、この国会における闘いで、人民的か反人民的かの選択を真剣に考えている時に、この国会における闘いを無視することはかえってマイナスと考えたからです。選挙に参加する人を総体としてブルジョア的だなどといいえない。この人々をブルジョア政党や労資協調主義政党や現在の国会を前提にした理想選挙のレベルにおしとどめようとする候補者達に手を貸させないためにも、この方面での闘いを行い、ブルジョア支配のからくりを具体的に暴露していく必要があります。それで今回は、労共委としては、率先して、戸村氏を擁立したわけではなかったが、三里塚反対同盟の立候補する立場を理解して支援する方針をとると共に、この選挙闘争を通じて独自の立場を労働者人民に訴えていこうと「連帯する会」に参加したわけです。

したがって労共委が直接、他党派との論争を通して人民大衆に選択をせまるものでなかったことにより、この結果が厳密な意味での政治的基準の判断をできないわけですが、今度の戸村氏の闘いが戦闘的に闘おうとしている人々を一定程度ひきだし、社、共などの改良主義的部分との分岐をある意味では「これまで」以上に「発展」させ、次への出発点を大衆的に形成したということを積極的に評価したいと思います。そして、今度の結果を、三里塚闘争の発展のために結実させることと、労働者階級の革命闘争の発展のために結実させるために闘いたい。」

各党派への労共委の批判

――編集局　ところで今回の選挙戦での各党派の対応と選挙後の総括的見解について労共委の意見をのべていただきたい。

――泉　そうですね。まず社会党と民社党の得票数の上での後退はやはり、組合主義的政治の結果でしょう。改良主義政党の中でも公、共が、これまでの民社、社会の票田を食いあらしているということですね。民社、社会の場合それぞれ同盟、総評などの労働組合の実際的利益のための闘いの延長線上に国会選挙を設定し闘っているわけですね。労働者の自然発生的闘い、改良的要求の闘いにそのまま依拠している。政治、社会を能動的に革命していくレーニンの述べたいわゆる「全人民的政治」を実現しうる能力がないということでしょう。公明、共産の場合はそれを自党派の組織力を背景に、階級層を問わない「国民」的な基盤で改良主義を実現しているわけで、社、公・共・民の改良主義の政治の枠の中では、民社、社会の基盤より能動性をもっていることではないですか。民社が、すべての選挙区で立候補させるとか、社会党が地域割を強化する方針をうち出しているのは、公明、共産の政治に対抗する措置をとらなければならないという結果でしょう。だが、民社党はいうまでもないことですが社会党もこのような転換をはかればはかる程、自分達の闘争姿勢は弱まるばかりか組合の闘争をも今より以上に制御するようになることは火を見るよりも明らかです。

マル労同なる組織については、私達きわめて原則的な批判を慈濤で展開したのですが、案の定、労働者の心の感動をもひきおこせないような観念的サロン的な事をのべていました。われわれの「社・共以下的サロン主義」という批判に、「蜂起」などという言葉だけをもってきたりして取りつくろうとしたようですが、結局だめでした。選挙の過程で共産党に対して「マル労同は自治省にとどけでた公党だから中傷するな」という合法ポケ以上に反動的な見解を示したことなどは、我々の批判が全くもって的をいていたことを示していました。

――編集局　ところで最後に、戸村を支援した政党、政派については、どんなものでしょうか。

――泉　あまり時間がないようですので、第四インター日本支部だけについてのべます。彼らは、はじめから戸村氏を擁立するために動いた党派ですが、戸村氏の二十三万票を「落選」故に政治的敗北とより わけ、マル労同 は一方では、〝農民は反動的だ。三里塚農民が土地を取られるのは、歴史の進展だ。土地をとられてプロレタリアートになればよい〟などと独占資本と小農民との間の闘いに対して前者に味方 したわけで あるが、三里塚の反対同盟を、労働者と提携して権力を作ることに賛成していたのであり、単なる封建的階級としての農民が、自由主義ブルジョアジーと闘っていたのではないことに彼らは眼をつむっていたというべきです。

――編集局　ところで最後に、戸村を支援した政党、政派について は、どんなものでしょうか。

――泉　あまり時間がないようですので、第四インター日本支部だけについてのべます。彼らは、はじめから戸村氏を擁立するために動いた党派ですが、戸村氏の二十三万票を「落選」故に政治的敗北と評価し、ショゲかえっていますね。これは「当選」を勝利、「落選」を「敗北」とするブルジョア議会主義者のやり方ではないかと思います。およそ、第四インター日本支部の場合、選挙の総括はいつもデタラメな御都合主義的なものです。この前の選挙では「社・共がのびることは革命情勢をきりひらくことによいからだ」的に「「社・共に票を投じろ」と言ってきた。第四インターは、一貫してこういう立場をもつなら、今度もたとえ、戸村氏が落選しても「政治的に評価」しうる立場に近ずいたことを意味する筈だと思う。ところが、今度の選挙では、政治的評価の基準がちがう。これだけではない。彼らは、彼らの二年ほど前の五回大会とかで「急進主義統一戦線でなく、社共を含めた反帝統一戦線が必要」などと路線転換しておきながら、今度は「急進派の統一戦線で闘われた」「その統一戦線が同質性を欠いた」などと全くデタラメな総括をしている。もちろん、われわれは、今回の「連帯する会」を政治的な統一戦線だなどとは考えなかったし第四インターとの間で協定を結んだ覚えもないが、こういうデタラメな総括では、プロレタリアート大衆が信頼しない。

彼らは「敗北」の原因を、「現状と 既成政治勢力にたいする 批判」を「革命の展望に高めることができなかった」とか、「統一戦線を指導すべき 党的主体の 未成熟」とかに求めている。第四インター日本支部のふがいなさを「党的主体の未成熟」と反省することにわれわれは反対しないが、そうだったらそうで、未成熟な党派にはあまり、他の党派を批判する資格もないし、あまりプロレタリアートを指導しようなどと思ってもらっては困るということだ。それから「未成熟の党主体」が「革命の展望」を語ってもらっても、プロレタリアートはどこへつれていかれるか わからないということだ。事実、「革命の展望」について、「資本主義か社会主義かの根本的選択を提起すること」「アジア人民の反日闘争連帯」、「反帝・社会主義をめざす労働者農民の政府の 展望を 明らかにする」などとしているが、こんなことをオシャベリすることが「革命の展望」というのだからあきれるより仕方ない。立川市議選に立候補し当選した第四インターの島田君などは、そんなことを何も言わずにもっと市民主義的なことを言って「当選」しているのだから、この総括もいいかげんだと思う。

第四インターの指導部は、本当にお天気屋さんが「総括と方向」をきめているようだ。

また、反対に、日向派のように、二十三万票をベタほめして「蜂起・内戦派」だなどとデタラメを言っても全く何もならないと思う。

――編集局　それでは、ここらの辺で終ります。（労共委の 選挙戦の見解は慈濤やパンフレットを参照下さい）。」

選挙の結果についての全般的結果

――編集局　今回の選挙では①自②社③公④共⑤民そして⑥戸村支援グループ⑦脱政党派という政治的勢力の それぞれの 闘いであり、この闘いに対する人民の反応が示されたと思われます。結果はこれらの勢力に対するどのような評価を与えたものと評価できるでしょうか。

――泉　基本的な問題は、日本の政治情勢が大きな流動を開始していることを示したということだと思う。

①自民党の後退　②社、民社の退潮・共産党の伸長（率が弱まったといえるが…）③金権選挙、企業ぐるみ選挙への批判票の増大という現象が そのあり われだと思う。

とりわけ、ここ三、四年都市部における自民党が総投票数の3分以下に固定化しているわけですね。

――編集局　今回の選挙闘争を闘って階級闘争の前途にとっての成果と限界、克服していくべき点などをのべてもらえますか。

これからの問題

それだけでなくこれまで自民党の支持者だった農村部や小ブル層の中で動揺が拡大しはじめているといえる。そして逆に農村部での共産党ののびということがいえる。

これに対し、三里塚空港粉砕、ブルジョア議会主義に反対して闘うことを明らかにした戸村氏が二十三万余票とったが、これが革命運動ということと直結していると見ることはできない。このような状況の下で革命的労働者がどこに力点をおいていくかといったらやはり自民党とその取りまき民社・同盟との 対決ということだと思う。そういう闘いが必要といっても実体的な打撃を与えていくことは、単独ではまだ少数的に少いことも考えて、そういう闘いの過程で社共との思想的な対決をますます強めていくことが大切な事だと思う。

「第二波」の襲来すら予想される現在の物価騰貴に対して、労働者人民の利益に沿った対処の仕方とは何であるかをできるだけ明確に示すことが、必要である。

物価騰貴に対して、単にその原因を明らかにし、資本制生産様式の生み出す必然的な矛盾であることを説明し、大衆的に訴えることだけにとどまっていては、実践的な対処としてはきわめて狭いものでしかない。また、物価騰貴が生みだす社会的矛盾の深化、労働者階級や人民諸階層の要求と運動の昂まりを指摘し、そうした要求と運動の一層の発展のために闘うという一般的な対処だけでは、革命的な政党や労働者・人民の意識的な活動にとっては不充分なものである。具体的な 状況に 応じて、組織的な取組を深めていくことが必要である。

ブルジョアジーは現在の物価騰貴の中で何をしているか。彼等の動きは、 政治的には「新価格体系」論として主張されている。もはや統制は不要であり、石油価格などの値上りに応じた諸商品の価格が自由競争によって均衡した値になることができるように、政府統制を撤廃せよというのである。このような「均衡」が不可能であり、寡占体制や カルテル によって、価格の固定化、価格つりあげが進んでいることは誰も否定できないにもかかわらず、政府は需給のゆるみが見られるなどと御都合主義的口実をつけブルジョアジーの政府としてこの政策主張を実行し五月二〇日の 八品目の 価格凍結解除、八月一〇日の二三品目解除を行った。さらに九月一日から石油三法による「緊急事態宣言」解除、石油・電力消費規制解除を行っていくと言われている。凍結解除の後、石油化学製品をはじめとして、政府の「価格は下る」などという主張にもかかわらず、資本家は値上げを次々に行っている。政府の金融引きしめ政策にもかかわらず資本家企業の資金繰りは悪化せず、繊維関係などを除いて中小企業についても、今春の一般の予想ほどに金融難はまだ生じていない。しかし「参院選挙後の引締の緩和」という予測がくつがえされて引締が続く以上資金難の現実化は時間の問題である。資本家は「供給能力が足りないことが物価上昇の原因だ」などと口走っておきながら、実際には自ら生産を低下させ、一方ではインフレをみこんだ製品在庫を行い、価格の強引なつりあげによって、いわば生産の実体のない利潤の増大をはかっている。いわゆるスタグフレーション的状況になっており、生産の実体面では「不況」であるにもかかわらず政策的には引締政策がとられているのである。従って、労働力需要は極度に減退し、ブルジョワ経済学者ですら季節工・臨時工に対する「陰惨な状況」の発生の予測を口にしている。

政府は、「総需要抑制政策の堅持」を打ち出し、同時に他方では「公共料金値上」の認可という方向をとっている。総需要抑制なるものはしかし徐々に内容のないものになっており、むしろ「コストプッシュインフレ」論をもちだし所得政策などの方向をうち出す前提として、また「インフレ対策を第一にしてやっている」という政府の宣伝を印象付けるために言われている傾向すらある。政府・支配階級は、景気と国際収支の改善を「輸出の伸び」に期待しておりいわゆる日帝の「国際競争力の低下」という現実と予想の中で死にものぐるいの市場争奪戦へとつき進んでいる。

実際、世界中の資本主義国が物価暴騰にみまわれ、後進諸国（産油諸国は除いて）は国際収支悪化から輸入が抑制されようという中で、各帝国主義がすべて輸出増に活路を求めているのである。政府の公共料金値上げ認可は、私鉄、電力、ガスとつづき、さらに国鉄運賃（十月）、消費者米価、バスタクシー運賃、等々とみこまれているこれらの料金値上げ、価格値上げは、コスト上昇などを口実にされているが、物価騰貴の矛盾を大衆収奪によってのりきろうとするものであり、実際に労働者人民の生活を圧迫するものである。こうした、収奪政策に反対し、公共料金値上げに反対していくことが重要である。

政府は、預貯金のめぐり対策とかいった小手先の政策や、「国民生活防衛大会」の開催などというものによって労働者・人民をあざむこうとしている。物価騰貴の一切の責任が資本家とその政府にあることは明らかである。彼らが反労働者的・反人民的な政策と、独占価格のつり上げを行っているのである。

ところで総評は、この四八回大会で、「国民春闘」の定着と称するものを評価し、反インフレ闘争に今秋からとり組むとしている。しかし、「七四春闘」における徹底した妥協的な指導は決して評価できるものではなく、労働者階級の政治的な積極性を抑制することによって総評指導部をさらに腰くだけにさせていくようなものでしかなかった。総評の反インフレ闘争は、インフレ政策に反対し他の政策を対置しようとする方向を持つものであり、また最賃制要求や「低所得者問題」へのとりくみもおざなりで、労働者階級の戦闘隊列へ分断を持ちこませないという立場から、広汎な闘う団結を形成するものとはなっていない。産業別、企業別の労働者の目前の利益の位置しか与えられていないのである。

第二に、政府による物価統制などに対して、一般に統制反対の立場を打ち出して闘うのではなく、ブルジョアジーの「統制」が、実際には彼らの共同利害の実現でしかなく、人民の闘争をはぐらかすものでしかないことを明らかにすること、プロレタリアートが、その利益のために資本に対する全面的統制と、社会的生産の掌握にこそ進む必要があることを大衆的に訴えていかなければならない。

第三に、「インフレ政策粉砕」というスローガンに頼ることは、政策対置の方向をとっている共社の立場となっている。こうした方向は、一部の小ブルジョアや一部のブルジョアジーの安定成長論と見分けがつかないような主張でしかないうえ、物価抑制のかけ声の下での政府のさまざまな政策を美化するものでしかない。現在の物価騰貴を助長している政府の政策に対決することはもちろん必要であるが、物価騰貴によってブルジョア階級全体が攻撃をしかけている時にその手かげんをお願いするというのであってはならない。労働者、人民の断固とした、団結した反撃だけが実際の生活を守りうるのである。公共料金値上反対と独占的価格つりあげ反対の政治的闘争、最低賃金制要求や社会保障拡大要求の政治闘争、賃上げ要求・反合の経済闘争を強めることが基本である。

第四に、労働者階級、人民による生産手段の掌握の必要性を訴えそのための政治的団結の必要性を訴えることの重要性である。大衆的な要求に基いて経済的圧迫に反対する闘争の矛先を支配階級の支配そのものに向けて集中するためには、こうした政治的団結の強化のための 活動が 不可欠である。「七四春闘」において大多数の人民が労働者階級の強力な闘争を支持し承認していたことに示されるように、問われているのは労働者階級がブルジョア社会の搾取、収奪、隷属に終止符を打つ能力を発揮できるかどうかなのである。

第五に、東京電力に政治献金をやめさせた闘争にみられたように収奪に反対し、独占資本の反人民性を暴露していく上で闘争形態の多様な可能性を追及しなければならないことである。また、生協の経営問題などを経営問題として閉じさせるのでなく、政治的団結の強化の観点から積極的な闘争で臨むのでなければならない。

相次ぐ労働者人民への収奪攻撃に大衆的反撃を組織しよう！

共産主義革命

日共の「政党支持自由」と社会党の「社会党支持」の強制

―階級闘争の前進を阻害する―

日本共産党の「政党支持自由」の主張をめぐり、ブルジョア議会主義者である日共と社会党、とりわけ社会主義協会派との間での「論争」のオクターブがますます高くなっている。

八月十九日から開かれた総評大会に向け、協会派が機関誌「社会主義」を八月十八日に発行し、「日本共産党の『政党支持自由』論批判」を特集したのに対し、日共は、「日本共産党の『政党支持自由』と教師論への不当な攻撃にたいして」なるものを発表することによって、反論し互いにブルジョア議会主義者らしい低俗な非難の応酬を行なっている。

こうした「論争」のけたたましさが度を強めてくるについては、ブルジョア議会主義者の彼らにとっては、またそれなりの事情と理由があるのである。

つまり、社会党にとってみると打ち続く各選挙での得票率の減少という中で、社会党の重要な票田でもあり、スポンサーでもある労組が、一定の基盤をもつ日共組合員の「政党支持自由」のスローガンをかかげたゆさぶりなどによって食い荒らされたのに対し、非常な危機感をもって、"労組の社党支持"のタガを締め直し、他方で食い荒らしの張本人―日共へのイデオロギー的反撃あるいは、社党支持に関する組合決議に違反する日共系組合員への除名を含む処分などをもって、必死にくい止めようとしているのである。

他方、日共にとってみると、一つには産別崩壊以後、総評内に営営として築いてきた力を背景に、小ブル的意識をもつ労働者に受けのいい、「政党支持自由」なるブルジョア的主張をもって迎合し、更に一層勢力を労組内で拡大し、「民主連合政府」樹立のための、革新統一戦線結成の基盤をつくること、二つに、社会党の重要な基盤である総評などの労組で、「政党支持自由」派を拡大することによって、労組の社党支持の実体的基盤を消失させ、社共中軸の野党共闘・連合政権をとらざるをえないように社会党を追いこむことなどを狙っているのである。

いずれにしても両者の「政党支持自由」をめぐる対立は、労働者の闘争の階級的強化、更には革命的な政治活動の実際的権利と条件のために活動することとは無縁であり、自らのブルジョア議会主義的路線に有利なように、労組を利用するという枠内での対立と抗争を示しているものでしかない。

しかし、総評内などでの、社会党、ときには日共の影響力の強い現状に於ては、この問題に対しても、先進的労働者は、断固として階級的態度を貫徹し、社共の影響力を駆逐していくことは、革命運動の前進にとっては重要なことである。

戦後、日本共産党の指導的位置の貫徹されていた産別に対して、右からGHQの手助けも得て「民主化」をかかげて生れた民同が、産別に対して対抗的措置として作った総評が、政党選択において社会党と結合した。そして、それ以来、総評民同と社会党のハネムーンは、高野時代、太田時代など相異があったとはいえ、続けられてきている。太田時代には同盟が、一総評から分裂し、「民社党支持」をうちだした。

日本共産党が、自らのあやまった組合指導や権力の弾圧も手伝って産別指導を放棄して以来、労働者の多くは、戦闘的部分も含めて総評に加盟し、その中で活動してきた。したがってわれわれと友好的労働者も数多く、総評傘下の組合で活動している。また、時には、同盟傘下の組合で活動している労働者も決して少くはない。だが、これらの戦闘的・階級的労働運動をめざして闘っている労働者は、労資協調主義者＝民社党、産業民主主義者＝社会党、国民主義者＝日共の指導をきっぱり批判し闘っている。ブルジョア選挙への参加においても、彼らを絶対支持せず、階級的な労働運動の立場を堅持し、資本家の利益とはっきり区別された労働者階級の利益を貫徹し、プロレタリア解放闘争をおし進める党派をこそ支持すべきことをのべ、あるいは、こうした基盤を作るための戦術を駆使して闘っている。

いうまでもなく、現在の「社会党支持一に反対して闘っている。支持カンパの強制、選挙運動（社会党支持）の強制などにも基本的に反対しつつ（但し、ブルジョア議会主義者の反動的敵対策動を十分考慮しつつ）闘いぬいている。

だが、他方で、日共の「政党支持自由」＝特定政党支持決定反対一般を、憲法を根拠にひきだすやり方に対しても反対している。われわれは、社会党とりわけ協会派のように、「労働組合が政党を支持するのはあたり前だ」的に、超歴史的に「政党」一般をひきあいに出し、「政党支持」かその「自由」かを議論しない。なぜなら、現在の「政党支持の自由」は、日共の戦術であり実際、日共、社会党の間に限られた論争としては、日共を有利に導く要素をもったものであり、社会党が受身においやられる論争であることは火を見るよりも明らかである。

われわれは、社会党も、日共もブルジョア議会主義に転落し、プロレタリアートの解放闘争をおしとどめていることを暴露し、闘うだけである。」

組合主義者議会主義者の労組利用―「社会党支持」強制

「社会党と総評の支持協力関係なるものは、社会党や協会派などによって、シュツットガルト決議あるいはレーニンの主張などの手前ミソな引用をもって、いろいろとその「正しさ」を強調されているが、現実の階級的内実は次のようなものでしかない。

それは、まず議会民主主義とは明らかである。（こうした「支持協力関係」は、労働者の目先きの利益のみを追求しようとして編み出された政策などによって結合する諸派閥の存在、諸派閥の連合党としての社会党というように社会党の小ブルジョア的な組織性格を規定づける一つの大きな根拠ともなっている）

社会党は、政党活動に無関心なうブルジョア政治制度を肯定、維持する立場を前提にしている。その上で一方で労働組合の諸要求を貫くためには、制度要求など社会党の議会活動が必要であり、他方で、議会での政権獲得を背景に、政策の積み重ねで「革命」を実現する議会主義路線にとって、とりわけ選挙戦で、労組幹部の官僚的統制をテコに社会党票を獲保することが議会政党としての社会党の存立にとって必要であることに基本的な基盤を持つもので、伝統的な社会民主主義者の組合主義政治、ブルジョア議会主義に根本的に規定されたものである。

労働者階級の世界的解放を追求する革命派の、議会制民主主義にもとづかわれない目的意識的活動の結果として形成される「組合と党との緊密な接近」（レーニン）とは、あまりにもかけ離れた自然生長性に拝跪したものでしかないこと

他の面からいうと、社会党の方針（方針の階級的内容が問題ではあるが）がますあって、それに基づいた（労組内社会党員の活動の結果として、労組の社会党との「協力関係」があるのではない。労組内の、一定の政治づいた活動分子（たいてい労組幹部を占めている）である社会党員が、狭い視野で（労働者階級全体の利益を追求するという視点ではなく）、限定された労働組合運動の諸事情に規定された小ブルジョア的、改良主義的方針をスポンサーとして社会党に押しつけ、社会党の方針にするとともに、他方で、労組幹部としての地位を利用し、基本的に同一の方針を労組の方針として決定させ、両者の方針の同一性をもって、「労組の社会党支持」を労働者に強制させるのである。

社会党は、政党活動に無関心な者あるいは拒否する者に迎合する形で、あたかも社会党の労組利用がないかの如くふれまわり、先に述べた自然発生性に拝跪したやり方を自慢している。

「社会党と総評とが同時に平和四原則をかかげるに至ったのは、たんに、社会党の講和三原則を総評が支持した、という関係だけでみることはできません。日本国内が全面講和か片面講和かで二分される抗争がくりひろげられていた当時、社会党内でも意見の対立がありはげしい議論がたたかわされていたのです。そのさい労働組合の民主化運動をすすめていた青年労働者たちは平和を守り労働運動の正しい発展をめざす運動の一環として、社会党への入党運動を展開しました。この新しい党員たちが党内では講和三原則を党の方針としていく力となり、また労働組合では総評の平和四原則確立の力となったのです。」（党と労働組合・社会党機関紙局）

これでは、ブルジョア・マスコミにすら、社会党＝総評政治部とヤユされるのも無理からぬこと。

歴史的にみても、とりわけ左派社会党の時代以降、今日に至るまで、形を変え、このパターンは続けられ、組合主義者＝社会党員による官僚的統制をもった「社会党支持」の強制と労働者の戦闘的階級的斗いの発展は阻害されているのである。」

それはかっての民同左派の代表の一人である岩井章が、社会党内の歴史的な派閥対立、派閥連合の再編成に絶えず、裏から関与し画策してきたことに象徴的に示されるのである。今日においても、組合主義者岩井は、先の京都府知事にみられるように、協会派と連合し、また、労働運動に於ても協会派と結託して、戦闘的労働者の斗いを抑制阻害して、「敵対」しているのである。」

「社会党支持」の形骸化、破産

露呈の手直しの策動

だが、「総評の社会党支持」を労働者に強制してきた社会党、とりわけ組合主義者の策動はいつまでも続くわけではない。

最近の各選挙での社会党の得票数の傾向的低下にも示されるように、また各労組大会での「社会党支持」勢力の減少傾向にもみられるように、「社会党支持」の強制の形骸化と、その反動性はますます明らかなものになってきている。

この事態に危機感を抱いた組合主義者は、七月の参議院選挙を前後して、日共との間で茶番劇をくりひろげ、動労、全林野、全逓などで日共系労働者を対象に、大量処分を行なっている。

また、「社会党支持」の形骸化、破産を手直し、日共の「政党支持自由」のゆさぶりに対処し、まき返そうと協会派の岩垂は、「「支持委員会」方式などを盛り込んだ岩垂私案を提唱している。

この「支持委員会」方式なるものは、既に数年前、岩井章が提唱し、大木事務局長も今年七月に示唆しているもので、"総評や中立系労組内などに社会党支持者による「支持委員会」をつくり"、総評など労組の「社会党支持の形骸化、破産の露呈をとりつくろうとするものである。また岩垂私案によると、社会党内に、「組織対策基本をととのえる」（党と労働組合）ために「指令四号」なるものを発していた。

ところが今回、私案の形であれ岩垂が「支持委員会」方式を提唱せざるをえなかったのは、「指令四号」方針が貫徹しえないという社民党組織の、労働者の自然発生的要求を請負う改良主義的性格もいに出し、「政党支持」かその「自由」かを議論しない。なぜなら、現在の「政党支持の自由」は、日共の戦術であり実際、日共、社会党の間に限られた論争としては、日共を有利に導く要素をもったものであり、社会党が受身

ブルジョア憲法根拠とする日共の「政党支持自由」の反動性

日共が、「政党支持自由」の主張を行なううえでの根拠の一つに、「特定政党支持のしめつけは憲法に保障された思想、信条の自由、政党支持の自由を侵し、要求で団結し、闘争するという労組の本質的な性格を破壊している」という

「主権在民の根幹をなす」と国

「主張がある。」

先にあげた論文の中でも（この主張に関連するものとして）、「いうまでもなく、労働者と国民の思想、信条の自由、政党支持の自由は、なにびともおかすことのできない基本的権利でもあり、しかもそれは、主権在民の根幹をなすものである。組合の機関決定であれ、この自由をおかすことはできない」などと、はずかしげもなくのたまって、ブルジョア憲法の「政党支持自由」の主張を正当化しようとしている。

そもそも日共にとっては、「"主権在民などということは、ブルジョアジーが権力をにぎっているという現実をおおいかくすブルジョア議会を超階級的なものにみせるイデオロギーなのである。そもそも、最初からブルジョアジーが権力をにぎっており、"国民"なる一般者が権力をにぎっていないばかり、プロレタリアは支配され、搾取され、資本への隷従を強いられているのが現実なのである」（怒濤八一号「選挙制度改訂問題にたいする日本共産党の小ブル的態度に」）という階級的態度は

一カケラもないのであり、日共のブルジョア・イデオロギーへの屈服を「政党支持自由」論に於ても開陳し、むしろ居直ってさえいるのである。

「主権在民の根幹をなす」と国共によっていわれている「思想、信条の自由、政党支持の自由」なるものは、ブルジョア的私的所有に基づく資本制生産様式を支配的な経済的土台とするブルジョア社会と諸階級層を前提としたブルジョア国家で、階級闘争を抑圧・形骸化させ、諸階級に属する諸個人をブルジョア的な個である国民あるいは市民として分解し、議会制民主主義に組織することをもって、ブルジョア独裁を維持、貫徹する支配階級のイデオロギーへの屈服である。

こうした没階級的な立場というよりは、積極的にブルジョアジーのイデオロギー攻撃に加担する日共の立場は階級的に正しい態度ではない。」

労働者階級の闘いを選挙戦に従属させる日共の「政党支持自由」

日共が、「政党支持自由」の方針を打ち出したのは、一九五五年の六全協で、「党は労働運動のなかで犯した左翼セクト的誤り―たとえば党員およびその同情者からなる統一委員会をつくるなど―を決定的に改め、党と労働組合―大衆組織―との間に、正しい関係をつくりだすなければならない」（六全協決議）と、産別時代の労組指導内容を自己批判して後のことである。

大衆組織である労組を、セクト的にひきまわしたことを自己批判した日共は、今度は、「政党支持自由」を打ち出すことによって、以前の裏返しともいうべき、労組の政党支持反対"（日共の「政党支持自由」は、正確には、労組員の政党支持の自由であり、労組の政党支持反対である）に機会主義的に転換したが、その背景には、ヘゲモニーをもっていた産別の崩壊―総評系労組への同盟―少数派としての再出発という事情が大きな要因として存在していた。

日共は、この「政党支持自由」の方針について、五〇年代後半しばらくの間、党内での論争、対立動揺を重ね、五八年には、「現在、労働組合が社共両党を支持してたたかうことの意義をたかく評価するものである」（第七回中央委政治報告）という、ジグザグぶりを示したこともあった。

最近に於ては、議会主義合法主議路線への一層の純化ということに規定され、労組員の「政党支持自由」の主張については、前に述べたような、ブルジョア自由論議を強く打ち出すというように、ますます反動性を強めてきた。そして、労組と政党との関係に於ても「労働組合が、労働者の共通の要求にもとずいて経済闘争や政治闘争をすすめるにあたって、労働者の階級的要求を反映している政党と協力関係をもつのは、当然である」（六八年、六中総決起）と、その内実は、民主連合政府づくりの組織的基盤の重要な一翼と目される総評など労組との「協力関係」を強め、革新統一戦線の結成―改良の政府民主連合政府の樹立を狙う議会主義者改良主義者のそれでしかない。

議会での多数を獲得して「政権」を握り、政策の積み重ねによって「革命」を実現しようとする社会党の議会主義改良主義の路線推進にとって、労組の官僚的統制が必要であることなど

日共は、総評の社会党支持をやめさせ、「労働者の階級的要求を反映している政党」―"真の革新政党"との間の「協力関係」に総評の方針を転換させ、民主連合政府樹立のための、社共、総評中軸の革新統一戦線結成に総評をまきこみ、このことによって、社会党をもまた総評に追随せざるを得ないようにしむけようと狙っているのであり、他方で、プロレタリア独裁のために闘おうとしている部分に対しては、真の革新政党でないとして"政党支持の自由"とは異った反動的敵対をおこなうことは火を見るよりも明らかである。

したがって、また、このみえすいた「政党支持の自由」が、労働者の中にブルジョアイデオロギーや、ブルジョア的秩序をのみねしえこむものになるであろうことも明らかである。

それは、日共が、七四年「春闘」時に於て、労働者階級のゼネストの階級的推進強化を進めるどころか、沈黙あるいはゼネスト抑制に動きまわるという反動的態度に終始し、他方では、今年の総評大会に於ても、はっきりと示されたように選挙ボケした視点から、労働組合運動指導の最大の焦点を「政党支持自由」に定めるということにも、最もよくあらわれている。」

「社会党支持」を強制する社会党、組合主義者の反動的態度を粉砕し、またその社会党の方針に追随する革マル派の行動の反階級性をも暴露粉砕し、労働組合運動の階級的強化を一層おし進めることが、重要なものになっている。とりわけ、革命の「本来の戦線」を組合に求める革マル派の「決定には遵守せよ」という民同と同じ組合主義者の形式をうち破っていくことは重要である。」

ざることながら、「総評などの社会党支持」の方針の反動性が大衆的になりつつあるという現実の前に、あれこれ手直しをせざるをえないことを示すものであった。

労働者は、「労組の社会党支持」を強制する社会党、組合主義者の反動的態度を粉砕し、またその社会党の方針に追随する革マル

中東情勢の基本的性格
理解を深めよう（上）

アラブ諸地域の革命運動、パレスチナ解放闘争との交流、連帯の活動を一層おし進める上で重要な諸点の理解を更に深めよう。

（1）帝国主義の中東戦略

中東地域において世界の帝国主義、国際シオニスム、イスラエル、反動派に対する闘争で小ブルジョア民族主義の限界がますます明らかになっている。アメリカを始めとする帝国主義列強が新たな対中東戦略を展開している中にあって、マルクスやレーニンの思想のもとに闘いを進めることは、ますます重要なものとなっている。

周知のように中東地域は、ヨーロッパ、アジア、アフリカ三大陸の要衝に位置し、北はソ連に接し、スエズ運河を通じて地中海とインド洋をつなぎ南は鉱物資源の豊かないわゆるブラック・アフリカに接している。また、世界の石油の確認埋蔵量の六〇％を有する世界最大の油田地帯である。政治的軍事的経済的な戦略的重要性をもっていることから世界の帝国主義の支配と争奪の焦点になっている。

第二次世界大戦の後、イギリス、フランス帝国主義の戦争の疲弊による衰退に乗じて、世界の盟主としての位置を獲得したアメリカ帝国主義は一面では結託もしながら他面では激しい浸透を試みてイギリス、フランス帝国主義の駆逐をはかり、この地域における覇権を握った。

アメリカ帝国主義が、この地域に強力な影響力を行使していることは、アメリカ系国際石油資本の石油産業における優位を背景とするイラン、サウディ・アラビア、ヨルダン等の反動派が、アメリカ帝国主義の意のままに動くカイライ的性格を見れば明らかである。

アメリカ帝国主義は、一九四七年に「共産主義封じ込め」のトルーマン・ドクトリンをこの地域に適用し、侵略と浸透の道具としての「イスラエル」を建国するとともに、旧来の封建的制度を利用してこの地域に新植民地主義的政策を行なってきた。前進するアラブ民族解放運動の前進に対する一九五七年のアイゼンハワー・ドクトリン、ケネディーの「大戦略」破綻後のジョンソン・ドクトリン、ベトナム侵略戦争の敗北的事態から打出されたニクソン・ドクトリンなどとニュアンスの相違をはらみつつ、トルーマン・ドクトリン以来の一貫したアメリカ帝国主義の中東戦略（イスラエル支持、新植民地主義的支配）のもとにあることは述べるまでもない。

一九六九年に大統領に就任したニクソンは、「核のカサ」は提供するが、アメリカ自身の通常兵器による介入を削減し、「同盟国」の「自主防衛」、「自助」をはかる、というニクソン・ドクトリンを宣言した。中東においては、一九七一年末までのイギリス軍のスエズ以東撤退（新植民地主義的トリックであるが）をきっかけとして、前進する反帝国主義、反シオニズム、反反動の解放運動に敵対するため、イラン、サウディ・アラビア、ヨルダンなどの反動派に強力なテコ入れを行なった。一九七〇年九月にはヨルダン反動派は、パレスチナ解放勢力に大弾圧を行い、ヨルダン国内から一掃することによって（「ヨルダン内戦」）「成功」をおさめたのである。

イラン・シャー反動政権は、莫大な石油収入をもってニクソン・ドクトリンを忠実に実行している。今日、「ガルフ（アラビア湾の警察官」を自認し、アメリカより大量の戦闘機、戦車等を購入し、イラクの民族主義政権への敵対、クルド民主党の反動指導部への肩入れ、アラビア湾オーマン解放人民戦線の闘争への軍事敵対、ソ連の進出阻止をはらんとしている。インド洋のジュゴ・ガルシア島をはじめとするアメリカ帝国主義軍隊の基地の存在は中東からインド洋、インド亜大陸にかける反革命的拠点としてのイランの存在をますます明らかにしている。サウディ・アラビアも同様に、ニクソン・ドクトリンを「忠実」に実行しており、アラビア半島における唯一の革命的な政府をもつイエメン民主主義人民共和国に対する干渉を強めている。エチオピアのエリトリア併合を支援したアメリカ帝国主義者は、エリトリア解放戦線の闘争に対してベトナム同様の犯罪的作戦の遂行を広言し、実行させている。

リビアの民族主義政権の石油資本国有化を脅迫するための、カルフォルニアにおける海兵隊の砂漠作戦の演習、十月中東戦争における二二億ドルのイスラエルへの「無償」の武器援助と、全米軍の緊急出動体制と第六艦隊による威嚇等々の事実は、ニクソン（フォードはニクソンの路線を踏襲することを表明しているし、大きな変化は無いと思われる）を頭目としたアメリカ帝国主義の「緊張援助」が、より一層の侵略をはかるものでしかないことを暴露しているのである。

イギリス帝国主義は大きく後退したとはいえ、クウェートにおいては伝統的に影響力を保存しているし、アラビア湾岸の首長国を統合して、アラブ首長国連邦を結成させ、アメリカ帝国主義とともにこれらの地域に新植民地主義的に君臨していることは変わらない。オーマンにおいても同様である。

アメリカ帝国主義は、いつまでも軍事介入する準備を整えつつ、イスラエルを使って侵略拡張民族解放闘争の弾圧をはかり（一九六七年の中東戦争のイスラエルの目標の一つは、エジプト、シリアの民族主義政権打倒にあったことは忘れてはならない）「イスラエルとアラブ」む対立を利用して民族主義的アラブ諸国への浸透をはかり、一方では反動派を利用して新植民地主義的支配を貫徹しているのである。

「中東和平」へのニクソン・キッシンジャー構想は、米帝国主義の中東のより強力な支配への動機によるものである。第一に、中東問題、パレスチナ問題「解決」のため若干の譲歩を見せるかのようにしてイニシアティーブをとることによって、アラブの反動派をなだめて、米石油産地の優位を一層強化し、第二に、アラブ小ブルジョア民族主義政権の反帝国主義、反シオニズムの闘争の限界性につけ入り、反帝国主義的姿勢を切崩して浸透をはかり、ソ連の影響力を後退させ、第三に、アラブ世界において革命的な影響力を持つパレスチナ解放勢力とりわけ左派を徹底的に孤立させることである。

アメリカ帝国主義、イギリス帝国主義の他の勢力として、フランス帝国主義などは独自の路線を歩みつつあるが北アフリカにおける新植民地主義勢力であり、日本帝国主義も国際石油資本によるエネルギー支配を脱出せんと進出を強めている。」

パレスチナ人民に対する帝国主義とシオニストの攻撃の事実を系統的にバクロする活動を一層強め、アラブ人民の革命的闘争との大衆的連帯をさらに精力的に展開していこう。」

（2）十月中東戦争と「中東和平」

十月戦争の直前、国務長官キッシンジャーが、アメリカの「中東和平」案をサウディ・アラビア国王ファイサルを通じて、エジプト、ヨルダン、シリア三国首脳に提示し、九月一二日に行なわれた三国首脳会談で検討されたと商業新聞は報道した。その内容は①イスラエルのスエズ運河地帯からの部分撤退②シャルム・エル・シェイフのエジプト、イスラエル共同管理③シナイ半島の一部も両国の共同管理④エルサレムはイスラエル領とし、キリスト教の聖地はバチカンが、回教の聖地はヨルダンがそれぞれ管理する⑤ヨルダン河西岸はヨルダンに返還するが新しく作ったイスラエル入植地はそのまま残す⑥イスラエルはゴラン高原の一部からも撤退、というものであった。この内容がエジプト、ヨルダンの支持を受けており、エジプトは「和平」への有利な条件をつくるために戦争を準備し行ったといえる。（シリアは、従来から二四二号決議を支持せず全面戦争を主張していたが、現在はジューネーブ中東和平会議への参加を表明している）。

この「和平」案は、すでに部分的に実施されており、今後の「中東和平」策動を規定するものである。

委員会はすでにたびたび、国連安保理事会決議二四二号（六七年一一月二二日採択）決議の反動性を明らかにしてきた。この決議は民族問題としてのパレスチナ問題を「難民」問題としてしか見ていないし、六七年の侵略だけを問題として、四八年の「イスラエル建国」と侵略をまったく無視している。また、アラブ諸国によるイスラエル承認を要求するもので徹底的に反動的なものである。したがって、三三八号決議は、二四二号決議の実施を承認したものであり、「中東和平会議」（三三八号決議で開催が確認された）は最善の場合で「決議どうり実施されたとしても）アラブ諸国によるイスラエル承認のうえで、六七年以前の状態に復帰するだけであり、またアメリカがイスラエルの「安全」の要求を考慮しているのであるから、この決議の実施さえ難しいのである。

国際主義者の唯一の正しい態度は、帝国主義の基地としての人工的植民国家シオニスト国家「イスラエル」の存在を許さず、パレスチナ全土に対するパレスチナ人民の民族権利を承認し、民主国家樹立をめざす武装闘争を支持することである。さらに、エジプト、シリアの被占領地解放の要求は侵略反対として承認しなければならないが、小ブル民族主義政府のパレスチナ人民の民族的要求を無視する態度は糾弾されなければならない。

昨年十一月十一日、スエズ、カイロ一〇一㌔の地点でのエジプト、イスラエルの停戦が合意され、アメリカ帝国主義は、ソ連の支持を受けてイスラエル、エジプト、ヨルダンを和平会議のテーブルに着かせた。十二月二一日に開催された「中東和平会議」は、軍事作業部会を設置し、「和平」交渉への前提としての兵力引離し交渉を開始した。エジプト戦線においては、一月一八日に協定が成立し、スエズ以東三〇㌔の線にイスラエル軍が撤退、緩衝地帯を設置し、スエズ運河東岸にエジプト軍が駐留するというものである。シリア戦線においては、激しい戦闘が展開されていたが、キッシンジャーの仲介で五月三十一日協定が成立した。イスラエルは部分的に撤退したが、戦略上重要なところは一切譲っていない。

このキッシンジャー外交は、商業報道によって何かアメリカ帝国主義者が「緊張緩和」に貢献したかのごとく報道され、アメリカは「調停者」としての位置を獲得したかのごとく言われている。

アメリカ帝国主義は、ともあれ「非講和、非承認、非交渉」の原則を掲げていたアラブ諸国を切り崩し、同一のテーブルに座らせて、交渉に持ち込んだ。

キッシンジャー外交の「成果」を受けて、六月にニクソンは、ウォーターゲート事件での追及から逃がれるように、中東諸国を訪問し、中東における影響力の強化を誇示し、「友好のあかし」として、エジプトには、スエズ運河清掃修復費、貿易再建などのため二億五千万ドル、ヨルダンには軍事援助として二千七百五十万ドル、シリアには一億ドルを供与した。これらの「援助」は、すべての帝国主義諸国による援助が、無償の場合でも新植民地主義的浸透に利用されてきたように、アメリカへの従属を強いるものでしかないことは明らかであろう。

米帝国主義は、エジプトサダト政権のナセリズムからの大幅な後退、よりブルジョア化した性格を見きわめて「パートナー」としようとしているのである。サダト政権は、経済部門における公的セクターの減少と私的セクターの増大、外資の積極的導入、「自由化」政策を進め、ナセルの肖像もASUの本部から引きずり降ろした。

アメリカ帝国主義の「中東和平」策動は、中東におけるより強力な支配力の重要な一環をなしている。」

この地域における革命の条件はパレスチナが帝国主義の手先・シオニスト植民国家によって支配されていること、イラン、サウディ・アラビア、オーマン、アラブ首長国連邦、ヨルダンなどのような封建的支配が帝国主義の助けで維持されカイライ化していること、トルコやレバノンのように帝国主義と結託したブルジョア、地主階級が権力を握っている場合、エジプト、シリア、リビア、イラクのように小ブルジョア民族主義者が権力を握っているところと分れている。小ブルジョア階級の指導する民族革命の勝利したエジプト、シリアなどでは、当然、労働者階級の権力掌握が問題とならざるをえない。

（3）小ブル民族主義の批判

小ブルジョア民族主義の限界をのりこえ、労働者階級は独自の政党を組織し、小ブルジョア分子の動揺と闘い、民族的民主的課題の遂行を担うことは重要であろう。労働者階級はもちろん「民主的共和制」の実現に満足することはできないが、それが労働者階級の解放運動の発展に決定的に有利であることを忘れてはならない。そして革命は労働者階級に指導されることによって世界プロレタリア革命の構成部分に転化しうる。

アラブ地域においては、小ブルジョア民族主義との闘争が重要な問題である。小ブル民族主義者はシリア、イラク、リビア、エジプトで現実に政権を握っているし、PLOに参加している組織にも、そうした傾向のアル・ファタ（アル・ファタは、アラビア語のパレスチナ民族運動の略称である。名称が示すように一種の民族統一戦線的な組織をめざしたものといえる）、アル・サイカ、ALF（アラブ解放戦線）などがある。

シリアおよびイラクのバース党、ナセリズムのエジプトアラブ社会主義者連合（ASU―よりブルジョア的なサダトによってナセリズムは廃棄されつつあるが）、ナセリズムと同様な性格のリビアカダフィ政権のASU（アラブ社会主義者連合）などがあり、それぞれかなり大きな路線上の相違があるが、基調は次のようである。

第一に、不充分なものではあるにしろ、帝国主義、シオニズムに反対し、民族独立と共和制の樹立である。第二に、経済の「社会主義化」、第三に「アラブの統一」である。第四に「反共」ということである。一例を上げれば、ナセルは民族的独立をはかるうえにおいて大きく貢献した。彼は、革命、帝国主義勢力の一掃をはかり、英仏が所有していたスエズ運河を国有化した。しかし彼の階級的基盤は、軍部、官僚、都市中小ブルジョア中小地主であり、その「社会主義」も、資本主義的発展の遅れからの脱却をめざし、国家資本主義的に解決をはかるという性格のものである。

その「アラブの統一」も、一九五八年のシリアとの統一が結局エジプトの経済支配によるシリアの反発から破産せざるをえなかったように、国家資本主義の市場拡大の要求に従ったものであることである。一九六三年のエジプト、シリア、イラクの統合計画、一九七一年のエジプト、シリア、リビアの統合計画も失敗している。

アラブ諸国の「国境」は帝国主義による分割の結果であり、歴史的にも、また言語、文化も共通である。アラブにおいて「アラブ統一」のための運動が存在するのは、歴史的必然である。プロレタリア国際主義の諸原則に従った統一、世界プロレタリア独裁への目的意識的活動の一環としての「アラブの統一」を支持しうる。

ナセルは云うまでもなく反共であり、エジプト共産党（ソ連派）も非合法化し、アラブ社会主義者連合以外の活動を認めず、労働者階級人民にファッショ的弾圧を加えたことを忘れてはならない。労働者階級は共産主義運動を弾圧する小ブル民族主義の対応と闘わねばならない。しかし、こうした小ブルジョア層を、独占ブルジョアジーやシオニストと闘わせる戦術をもってのぞめることも重要なことである。

労働者階級独自の政党の活動に敵対しない限り反帝国主義、反シオニズム、反反動派の闘争を積極的に担う限りにおいて小ブルの行動をも支持するであろう。

（つづく）

労共委の理論機関誌

共産主義革命

第一号　（400円　〒55円）……<三回大会決定特集>
第二号　（300円　〒55円）……<共産同一労共委の組織的総括・中国共産党に対する評価など>
第三号　（350円　〒55円）……<共産同諸派批判・部落問題・朝鮮問題>
第四号　（350円　〒55円）……<軍事問題・戦術論ノート・沖縄問題・刑法改訂問題など>

刑法「改正」反動刑法草案とそのねらい（その三）

三、「保安処分」の本格的導入

一般に、法律についてそうであるが、「保安処分」の問題については、特に、条文を検討するだけですますわけにはいかない。そこで、まず「保安処分」の持ちこまれようとしている一般的な背景と、特に精神医療の問題としての批判を考えていくことにしよう。

ファシズム刑法に典型例をみた「保安処分」

ナチスドイツは、常習犯罪人取締法によって、政治的反対者たちを精神病院に送り、さらにガス室で虐殺した。この大量虐殺は、一方では、頑強にナチスに反対して闘うものを「狂信型精神病質者」などと規定し、抹殺を合理化しようとするやり方、他方では、「断種法」のようなドイツの資本家やナチスにとって役に立たない人民を系統的に虐殺してゆくやり方と結びついていた。

犯罪を遺伝と結びつけて説明しようとするデタラメな試みは、リストという学者の「危険な常習犯罪人」という概念の創作となり、「遺伝生物学的原因による性格異常者が必然的に罪を犯す」という主張を典型的なものとして生み出してきた。これは、ファシズムの下で最も激しく主張されたが、たとえば、現在の警察官に対する教育の中でも主張されているのである。

一般に保安処分は、「犯罪その他これに準じて考えられる反社会的行為への危険性が予想される場合、これに対し、社会の安全を保持する目的、または危険性のある者を改善する目的をもってなされる国家的処置」（第一次草案理由書）などと支配階級は説明しているが、実際にはその重要な性格は、保安処分の対象者を刑法の対象として「道義的に譴責」すべき反社会的犯罪者として一般人民と「隔離」しようとするところにある。

ナチス刑法の典型例と同様のものは戦前の日本でも行われた。治安維持法の中に予防拘禁制度が導入され治安維持法にひっかけられた政治犯は予防拘禁できることとなり、また、思想犯保護観察法で官憲の「保護観察」下に政治犯を置くことが制度化された。日本では、こうした攻撃は「主義者」＝アカ攻撃と組み合わされて行われたのであった。これはすべて「保安処分」の一種類をなすのである。

また戦前は、「精神障害者」に対する抑圧も、基本的に本人を監禁に拘束するという政策が行われ、それに加えて、「国家優生法」（現在の優生保護法の前身）のようなもので「精神障害＝遺伝」とする偏見にもとづく政策が行われたのであった。

刑法改正準備草案理由書では、次のように言っている。「諸国は年々増加してゆく常習累犯人の前に、従来の応報的な自由刑の行使のみでは充分でない、これを補充するに将来的な犯罪危険性に対応する保安処分をもってする必要があるとしたところに、既往半世紀を通じての（国際的な）刑法全面改正への主たる動因を見出したのであった」

「保安処分」は、「将来に向っての刑罰」として、ファシズム刑法に典型例をみながら、政治反動の下での刑法改編の主要な方向としてめざされてきたのである。

大幅に「保安処分」をとり入れた西ドイツ新刑法では、「自由剥奪処分」として、①精神科医療施設収容　②禁絶施設収容　③社会治療施設収容　④保安監置を行いまた、その他に運転免許剥奪や職業の禁止を定めている。これでは③の社会治療というのが広汎であり、また一般の自由刑（懲役、禁固など）との区別もきわめてあいまいとされ、もっぱら予防拘禁治安の面だけが出ているという非難がまきおこった。この例は、「保安処分」の目的が、「社会の安全を保持する」つまり、ブルジョア社会の秩序とブルジョア支配の秩序を保持する点から考えられているということを明らかにしたのである。

次に、「保安処分」と現在の「刑事政策」との関連をみておかなければならない。現在の支配階級は、支配の手段としての警察機構の効果的な機能のために、個々の弾圧の組み合わせや住民対策を総合的に立案し、意識的に行ってきているのである。防犯協会や防犯連絡所の「網の目」、防犯訓練の組織（アパート・ローラー）といった人民の警察機構への動員、集中的な取締りの実施などとして、人民が「気がつかない」ような形での抑圧の強化に力を注いでいる。その中で、さまざまな通報体制や、通報義務を細かく定め、「保護観察」の代用とし、また、人民と支配階級の言う「常習犯罪人」との隔離を行って、実質的な「保安処分」を進めようとするのである。

精神医療と「保安処分」

「改正」刑法草案に対しては、公衆衛生学会と精神神経学会が明確に反対の態度を示している。また多くの精神医療の関係者は早くからこの「保安処分」制の方向の危険性を指摘してきた。精神医療問題についての詳細な点は、専門の実践的課題は、…「生来性犯罪者」という仮空の概念から論理的帰結としてくる、保安処分から、去勢、断種、精神外科、死刑にいたるまでのあらゆる手段の合法化の道にあるのである』と。

また、西山 詮氏（都立墨東病院）は、「告発」第五号」の中で次のように述べている。精神障害者に限って保安処分が不要不可避だなどという法制審の主張は全く根拠がなく、むしろ、「それこそ精神障害者に対する偏見が何人の脳裡にも巣喰い、精神障害者に対する差別が現実に広くゆきわたりつつある」と。

精神障害者の人権に対する感覚があまねく失なわれていることの証左ではなかろうか」「〝社会防衛〟などと称しておたかも精神障害者がわれわれの社会を攻撃しているかのように喧伝する人々があるが、これも根拠のない論というしかない。医療史をひもといてみると、攻撃されたのは圧倒的に精神障害者の側であって、いわゆる社会の側ではなかった」と。

両氏は、ここで、「保安処分」制度が第一に「精神障害者」に対する偏見・差別・不当な抑圧でしかないこと、その偏見が広汎な人民をとらえていること（今日、マスコミで使われる「変質者」という言葉も、こうした偏見の一種だ）、第二に、支配階級がわざわざ「精神病質」というエセ科学用語を導入して、ほとんど無制約ともいえる「保安処分」の適用対象を用意していることをはっきりと述べている。「精神病質」というのは、今日でも反動学者・裁判官の間ではマジメにとりあげられたりする人格の分類で、シュナイダーという人物が勝手に名付けたのである。それによると、「精神病質とは素質にもとづく異常者であって、しかもその異常性のゆえに自らも悩み、また社会を悩ます人格」となっている。こういうものであるから、その言葉に頼ろうとする人物でも、たとえば「われわれ自身なんらかの意味で多かれ少なかれ精神病質者でありまして、労働条件・生活諸条件を離れては考えられない。ブルジョア社会の矛盾が重要な要素なのである。ところが、支配階級は、「精神障害者」に対する差別・偏見を作りだし、さらにそれを利用して、彼等に気にくわない人間を「精神障害者」に仕立てようとするのである。

日本 弁護士連合会の 四七年の「意見書」では、①行為習類型としての「常習累犯」概念は、無限定的であって、明確な認定の基準がなく、とくに「常習性」については恣意的な 認定の危険が 大きい。②累犯の範囲が現行法より拡大されており、常習累犯の拡大適用の危険が大きい。③「不定期刑」は将来的な犯罪実行の危険を予防するという性格をもち、行為責任の程度をこえた処罰になることは必至である。④実際上、「早く出られるという希望で受刑者に自ら励む気持を起こさせる」行刑の効果を期待することができないのであって、「改善しなければ出さぬという保安効果のみが魅力」となる危険がきわめて大きい――としている。

「常習者」規定は、労働運動や革命運動の持続的な闘いに対して適用される可能性が大きいことは一目瞭然である。特に、暴行、脅迫、恐喝などの条項は、労働運動に対してこれまでも適用されてきているのであるから、支配階級がこのような利用をねらっていることは疑いをいれないのである。きわめて危険な弾圧条項となっているわけである。

治安弾圧と「保安処分」

「保安処分」は一般には、予防拘禁が最も典型的なものとされる。この予防拘禁は、法制審ですら「ある政治角度から、反対派の者を治安の維持を名として弾圧する手段として利用される危険なしとしない」と告白したしろものである。

前にもふれたように、今回の「改正」草案の中の治療処分、禁絶処分なるものは（特に治療処分は）、「精神病質」という「概念」を含むことによって、政治的弾圧に利用される可能性を持っているのである。というより、「保安処分」制度の 展開の 歴史や、「精神病質」なるきめつけがはびこったファシズムの歴史を見るならば、支配階級の「保安処分」設置のもくろみは、必然的にこうした政治弾圧が含まれてくるのである。法制審は合法（主義）的な政治活動はこの保安処分の対象にならないと弁明するであろうが、非合法的な活動はもちろんこのような弁明の範囲外にあるのである。

今回の「保安処分」が「予防拘禁」をそのものとしては採用せず「治療・禁絶」に限定したとはいえ、ブルジョア刑法はこのような規定といえども自らの階級支配の法の一環として機能させるであろう。支配階級は、この「保安処分」条項を治安弾圧、大衆闘争弾圧にも使おうとするであろうし、また、より広範囲な「保安処分」実現のための突破口としても利用しようとするであろう。

すでに、精神衛生法は、いわゆる「企業保安処分」のために利用され、組合活動家が強制的な「精神衛生鑑定医の診察」をうけさせられたりしているのである。あるいは、「精神病質」概念を使っての「措置入院」を強制することが簡単に行われたりしている。

無期限の拘束や虐待的施設「治療」という名の人格破壊

草案の「保安処分」をくわしく見てみよう。

①治療処分
②禁絶処分

この二つが規定されている。治療処分と称するのは、以前には監護処分と言われていた。条文では「精神の障害により、責任能力のない者またはその能力の著しく低い者が禁固以上の刑にあたる行為をした場合において、治療および看護を加えなければ将来再び禁固以上の刑にあたる行為をするおそれがあり、保安上必要があると認められる時は、治療処分に付する旨の言渡をすることができる」となっており、その場合、「保安施設に収容し、治療および看護のために必要な処置を行なう」となっている。

禁絶処分と称するものは、「過度に飲酒し、または麻薬、覚せい剤その他の薬物を使用する習癖のある者が」となっているほかは前者とほぼ同じである。

これらの点の問題点を列挙していくと次のようになる。

①「精神の障害により」という規定は、前にのべたとおり、「精神病質」を含んでいる。また、「精神の障害」ということが、「将来の行為の危険性」の推定のための（唯一の）原因である必要はないことになっている。

②治療処分の場合、収容期間は延長につぐ延長で無限にひきのばすことができる（裁判所の決定が必要だが）。さらに、収容所からの退所は行政官庁の判断でできるようになっている。

③保安処分は、有罪判決の刑と同時にでも、責任能力なしの故の無罪判決と同時にでも、また、全然起訴がされないような時にでも科せられる。まず第一に、刑と同時に科すというのは、二重の刑罰になっているのである。第二に起訴がない場合（独立手続）には、保安処分の決定に対する上級裁判所への訴えはできないことになってしまっている。

また、第三に同一事件について訴訟と保安処分請求を重ねてできることになっている。

④保安施設なるものは、実態もあきらかでないが、「病院」ではなく、刑事的収容施設にほかならないのであり、医療の点からみれば充分なことがなされえないのはあらかじめ明らかなのである。

⑤治療処分では、治療措置を行うとしているが、たとえば「精神病質」は「治療」できない、困難だなどとされるのであるから、収容が無期限化されるか、そうでなければ、精神科医から医療でなく生物学的抹殺と言われている「精神外科」的な人格破壊の手段がとられるほかなくなる。

⑥将来禁固以上の刑にあたる行為をするおそれがあるという予測は精神鑑定と裁判官の法律判断ですることになっているが、そのような予測はできないというのが、精神神経学会の主張である。

こうした多くの問題がつけ加わってくるのである。

「常習犯」に対する重罰と不定期刑

「保安処分」から一応は「予防拘禁」を除いた代りとして（戦前の「仮案」には「予防拘禁」「労作処分」が入っていた）、法制審は「常習者」規定を大量に設けた。いわく「傷害常習者」「暴行常習者」「脅迫常習者」「強窃盗常習者」「詐欺常習者」「恐喝常習者」と。そして、これだけでは足らないかのように、一般規定として「常習累犯（者）」規定を置き、この「常習累犯（者）」に対しては、「不定期刑」を科すことができるとしているのである。

これらの規定は、「保安処分」そのものではないが、「保安処分」と同じ思想に由来し、設定の経過からいって「保安処分」の転化したものということができる。

「常習者」規定というのは、法制審が現行法の「常習トシテ」という条文とは意識的に区別して設けたもので、「常習者」という人格を想定しているのである。「常習者」である場合、刑を重くするとしてあらかじめ（裁判官の裁量によらずに）規定しているのである。また、「常習累犯に対する不定期刑」というのは、三回以上懲役以上の刑を科せらせるものが「常習者」とされた時に、（こちらの「常習者」の方はとにかく犯罪を何度もやる者というようなこと）懲役刑の長さを不定（最長と最短は定める）にするというもの。これは、「犯人」が「更生」すれば早く釈放してやる、そうでなければ長期間釈放しないという脅迫をかけるものである。現行の仮釈放制度と違うところは、判決がきわめて長期化し、刑の執行期間が被収容者からみて著しく不安定化することにある。法制審のもくろみから言ってできるだけ長期の「社会からの隔離」がめざされているのである。

草案は、「量刑の一般基準」として、一方では、「刑は犯人の責任に応じて」きめるとしながら、他方では、「社会的影響、犯罪後における犯人の態度その他の事情を考慮し、犯罪の抑制および犯人の改善更生に役立つことを目的としなければならない」として、「社会的影響力」などから刑の重さを決めるとしている。また「犯人の改善に役立つ」ようになどと言っているのも決して教育刑的なことではなく、刑自身は応報として科しておきながら、その威嚇の程度を加減しようなどと言っているのである。

日本 弁護士連合会の 四七年の「意見書」では、①行為習類型としての「常習累犯」概念は、無限定的であって、明確な認定の基準がなく、とくに「常習性」については恣意的な 認定の危険が 大きい。②累犯の範囲が現行法より拡大されており、常習累犯の拡大適用の危険が大きい。③「不定期刑」は将来的な犯罪実行の危険を予防するという性格をもち、行為責任の程度をこえた処罰になることは必至である。④実際上、「早く出られるという希望で受刑者に自ら励む気持を起こさせる」行刑の効果を期待することができないのであって、「改善しなければ出さぬという保安効果のみが魅力」となる危険がきわめて大きい――としている。

「常習者」規定は、労働運動や革命運動の持続的な闘いに対して適用される可能性が大きいことは一目瞭然である。特に、暴行、脅迫、恐喝などの条項は、労働運動に対してこれまでも適用されてきているのであるから、支配階級がこのような利用をねらっていることは疑いをいれないのである。きわめて危険な弾圧条項となっているわけである。

目次

一、ブルジョア刑法再編の動き（一〇五号）
二、反動的国家主義、反動的攻撃を保障（一〇六号）
三、「保安処分」の本格的導入（本号）
〈次号以後の予定〉
四、大衆運動の抑圧強化
五、革命的闘争への抑圧
六、その他の問題と総括
七、刑法「改正」反対闘争の意義